



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	13
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（情報政策課）	13
大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	13
一般職の職員の給与等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	14
大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（市立病院総務課）	15
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）	15
大和高田市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）	16
大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例（生活安全課）	18
大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）	18
大和高田市立児童館設置条例を廃止する条例（こども家庭課）	19
大和高田市子ども医療費助成条例等の一部を改正する等の条例（保険医療課）	19
大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例（介護保険課）	21
大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（介護保険課） ...	22
大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（介護保険課）	23
大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（介護保険課）	24
大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（介護保険課）	25
大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（市民衛生課）	27
大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例（住宅課）	27
大和高田市水道事業給水条例及び大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（水道総務課）	28
大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課）	29
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（市立病院総務課）	30
大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）	30
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）	39
規則	39
大和高田市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する等の規則（保険医療課）	39

大和高田市市民課連絡所設置規則を廃止する規則（市民課）	44
大和高田市会計規則の一部を改正する規則（会計課）	44
収納対策室設置規則を廃止する規則（企画創生課）	46
大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則（企画創生課）	46
大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則（企画創生課）	47
大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則（社会福祉課）	59
大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（こども家庭課）	64
大和高田市交通遺児見舞金等支給規則の一部を改正する規則（生活安全課）	64
大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則（危機管理課）	65
大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則（危機管理課）	65
大和高田市庁舎管理規則の一部を改正する規則（総務課）	66
大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則（社会福祉課）	66
大和高田市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則（介護保険課）	66
大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則を廃止する規則（介護保険課）	67
一般職の職員の給与等に関する条例施行規則及び会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	67
一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市立病院総務課）	68
大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	68
大和高田市文書規則の一部を改正する規則（法務課）	73
ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則（企画創生課）	75
訓令	79
大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令（企画創生課）	79
告示	83
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	83
除却した広告物の保管（都市計画課）	84
公示送達（保険医療課）	85
都市計画図書の縦覧（都市計画課）	85
公示送達（保険医療課）	85
大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示（市民衛生課）	86
令和6年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算等の要領の公表（財政課）	92
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	115
大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定（社会福祉課）	115
大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定（社会福祉課）	116
3月臨時議会の招集（財政課）	116
公示送達（介護保険課）	116
大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課）	117

大和高田市支援調整会議設置要綱及び大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示（企画創生課）	124
指定納付受託者の指定（企画創生課）	125
指定公金事務取扱者の指定（企画創生課）	125
大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示（農業振興課）	126
令和6年度大和高田市一般会計予算の要領の公表（財政課）	126
大和高田市産後ケア事業実施要綱（健康増進課）	134
大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱（健康増進課）	143
大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付要綱（健康増進課）	149
大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱（健康増進課）	156
大和高田市生活支援体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示（地域包括ケア推進課）	161
大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	162
大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付要綱（住宅課）	164
大和高田市指定地域密着型サービス事業者の記録の整備に関する要綱を廃止する告示（介護保険課）	173
公告	174
令和5年度大和高田市職員（社会人経験者）採用試験の実施に関する公告（人事課）	174
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	179
令和6年4月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札公告（教育総務課）	179
大和高田市立病院 自動釣銭機購入に関する条件付き一般競争入札公告（市立病院医事課課）	181
都市計画事業の図書の写しの縦覧（都市計画課）	184
高田・菅原小学校キュービクル式高圧受電設備機器修繕工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	184
定期予防接種の実施（健康増進課）	188
教育委員会	189
大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則（教育支援課）	189
大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課）	190
大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程（教育総務課）	195
令和6年度大和高田市部活動地域移行事業業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（学校教育課）	195
大和高田市教育環境あり方検討委員会設置要綱（学校教育課）	196
大和高田市教育委員会3月臨時委員会の招集（教育総務課）	197
大和高田市教育委員会3月臨時委員会の招集（教育総務課）	198
大和高田市教育委員会3月定例委員会の招集（教育総務課）	198
大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	199
大和高田市立学校水泳監視員派遣要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	202
選挙管理委員会	202
大和高田市の議会の議員及び長の解職に関する請求権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会）	202
農業委員会	203

大和高田市農業委員会4月定例委員会の招集（農業委員会）	203
公営企業	203
大和高田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（水道総務課）	203
水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	204
水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	204
水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	204
公共下水道の供用及び処理の開始（下水道課）	205

公布された条例のあらまし

◇大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（情報政策課）

1 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律第1条における改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が削られることを受けて、所要の改正を行います。

2 内容

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の第2欄に掲げる事務と引用する規定を特定個人番号利用事務と改正し、同表第4欄に掲げる特定個人情報と引用する規定を利用特定個人情報と改正します。（第4条関係）

2 その他所要の改正

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

◇大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

人事院勧告、地方自治法の一部を改正する法律及び一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、本市の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について所要の改正を行います。

2 内容

1 勤勉手当の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給しない旨定めた規定を削ります。（第7条関係）

2 その他所要の改正

3 施行期日

令和6年4月1日

◇一般職の職員の給与等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改

正する条例（人事課）

1 理由

非常勤の会計年度任用職員に支給する地域手当について、「会計年度任用職員制度のマニュアル」を参酌し、基本報酬に地域手当に相当する額を組み込む改正を行うものです。

2 内容

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正

1 地域手当に相当する報酬を基本報酬に加えます（第2条、第4条の2関係）

2 その他所要の改正

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1 第1条の改正に準じ、第1号会計年度任用職員の地域手当の支給を外します。

2 その他所要の改正

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（市立病院総務課）

1 理由

地域でコロナ医療などの一定の役割を担う医療機関に従事する看護職員を対象とした看護職員処遇改善評価料が新設されたことを受けて、市立病院において看護師及び助産師がその業務に従事した場合に支給していた給料の調整額について、費用の抑制の観点から特殊勤務手当として支給するため、所要の改正を行います。

2 内容

市立病院に勤務する職員のうち助産師又は看護師若しくは准看護師がその業務に従事したときは、1月につき、1週間当たりの勤務時間が20時間未満の者については6,000円、20時間以上の者については12,000円とする規定を設けます。（第34条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）

1 理由

奈良県国保運営方針における保険税率の県内統一化の趣旨に鑑み、国保事業における財政運営の安定化を図ることを目的として国民健康保険税の税率の改定を行うとともに、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うものです。

2 内容

1 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に引き上げます。（第2条関係）

2 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額における所得割額、均等割額及び平等割額を改定します。（第3条から第9条の2まで関係）

3 2の国民健康保険税の額の改定に合わせて、国民健康保険税の減額に関する規定の適用を受ける納税義務者の均等割額及び平等割額について、額の変更を行います。（第21条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）

1 理由

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、これらの事務について手数料を徴収するための改正を行うほか、所要の規定の整備を行います。

2 内容

- 1 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を新設します。（別表関係）
- 2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を新設します。（別表関係）
- 3 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例（生活安全課）

1 理由

J R高田駅西側駐車場の運営及び設備管理業務について、民間事業者のノウハウを活用することにより駐車場経営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入するに当たって所要の改正を行います。

2 内容

- 1 指定管理者による管理を可能にする規定を設けます（第13条関係）
- 2 指定管理者が行う業務範囲についての規定を設けます。（第14条関係）
- 3 駐車場の使用に係る料金を指定管理者の収入させることができる規定及び指定管理者においてこれを定める際の手続に関する規定を設けます。（第15条関係）
- 4 その他所要の改正

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）

1 理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正（アナログ規制関係）を受けて、所要の改正を行います。

2 内容

- 1 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示する規定に加えて、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない旨定めます。（第23条関係）
- 2 特定教育・保育施設による書面等の交付又は提出について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を定める規定において、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」とあるのを、「電磁的記録媒体」と改めます。（第53条関係）
- 3 その他所要の改正

3 施行期日

第23条の改正規定 令和6年4月1日

第53条の改正規定 公布の日

◇大和高田市立児童館設置条例を廃止する条例（こども家庭課）

1 理由

地域の児童及び子育て中の親子の活動拠点として利用されてきた大和高田市立児童館について、本市の少子化の進展による児童数の減少及びその他施設（子育てひろば等）の拠点開設等により、利用者数が大幅に減少していること、また、建築されてから約50年を経過し、老朽化が進んでいることから、これを廃止するため、当該児童館の設置根拠たる条例を廃止するものです。

2 内容

大和高田市立児童館設置条例（昭和49年条例第36号）を廃止します。

3 施行期日

令和6年10月1日

◇大和高田市子ども医療費助成条例等の一部を改正する等の条例（保険医療課）

1 理由

子育て世帯の医療費負担の軽減を図り、子育て支援の更なる充実に資するため、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度において、窓口負担が一部負担金のみとする現物給付方式の対象年齢を引き上げるものです。

2 内容

第1条 大和高田市子ども医療費助成条例の一部改正

1 子ども医療費助成制度の対象となる「子ども」の定義を「6歳に達する日以後から」を「出生の日から」に改めます。（第2条関係）

2 窓口負担が一部負担金のみとする現物給付方式の規定を加えます。（第5条の2関係）

第2条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正

現物給付方式の対象を、「未就学児まで」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に引き上げます。（第4条の2関係）

第3条 大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部改正

現物給付方式の対象を、「未就学児まで」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に引き上げます。（第4条の2関係）

第4条 大和高田市乳幼児医療費助成条例の廃止

1 第1条の改正により乳幼児医療費助成制度と子ども医療費助成制度を区分する必要がなくなったため、乳幼児医療費助成条例を廃止します。

2 大和高田市乳幼児医療費助成条例の廃止に伴い以下の条例の一部改正を行います。（附則第7条から附則第9条まで関係）

（1）大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（2）大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例

（3）大和高田市精神障害者医療費助成条例

3 施行期日

令和6年8月1日

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例（介護保険課）

1 理由

第9期介護保険事業計画期間における介護保険料率の改定に伴う介護保険法施行令の改正に伴い、同法を引用する規定について所要の改正を行います。

2 内容

1 第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度までの間）における第1号被保険者介護保険料の保険料率を改定するとともに、第1号被保険者の標準段階について、現行の区分を再区分化し13区分とします。なお、標準13区分の標準乗率については、第10段階から第13段階までに係る乗率を現行の割合と比べて高く設定します。（第4条関係）

2 標準段階及び標準乗率の見直しにより所得の少ない者の負担軽減が図られることを踏まえ、所得の少ない者に係る公費による減額賦課に係る基準（基準額に乗じることのできる最大の軽減幅）を引き下げます。（第4条関係）

3 その他所要の改正

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（介護保険課）

1 理由

基準省令の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めるものです。

2 内容

第1条（趣旨）

第2条（定義）

第3条（基準等）

第4条（指定居宅介護支援事業者の要件）

第5条（記録の保管）

第6条（委任）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（介護保険課）

1 理由

基準省令の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めるものです。

2 内容

第1条（趣旨）

第2条（定義）

第3条（基準等）

第4条（指定介護予防支援事業者の要件）

第5条（記録の保管）

第6条（委任）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（介護保険課）

1 理由

基準省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めるものです。

2 内容

第1条（趣旨）

第2条（定義）

第3条（基準）

第4条（記録の保管）

第5条（市の区域外に所在する事業所の特例）

第6条（委任）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（介護保険課）

1 理由

基準省令の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めるものです。

2 内容

第1条（趣旨）

第2条（定義）

第3条（基準）

第4条（記録の保管）

第5条（市の区域外に所在する事業所の特例）

第6条（委任）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（市民衛生課）

1 理由

昨今の人件費や車両価格の高騰等、社会情勢の変化を受けて、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料のうち、官公署、会社、病院、アパート、寄宿舍、旅館、飲食店、興行場、遊技

場、共同便所その他これらに準じるものに係るし尿の処理の手数料について、基準額の見直しを行い、これに応じた消費税相当分も含めて、増額する改正を行います。

2 内容

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料のうち、官公署、会社、病院、アパート、寄宿舍、旅館、飲食店、興行場、遊技場、共同便所その他これらに準じるものに係るし尿の処理の手数料を、18リットルにつき178円から200円に増額します。（別表第1関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例（住宅課）

1 理由

市営住宅等については公営住宅等整備基準を参酌して大和高田市営住宅条例において規定された市営住宅等の整備基準が適用されるところ、現行の整備基準を満たさない老朽化した市営住宅について、当該基準を満たすための改修を行うことが経済面において合理的ではないことから、現在、空き家となっている住戸についての用途廃止の改正を行います。

また、市営住宅用地の分筆に伴う地番の変更を受けた所要の改正を行います。

さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行います。

2 内容

1 市営住宅の入居者の資格について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項を引用している箇所を、第10条第1項又は第10条の2を引用する規定に改めます。（第6条関係）

2 次に掲げる市営住宅について、用途廃止を行います。（別表関係）

- ・ 大谷団地（昭和30年度築） 4戸
- ・ 曙町団地（昭和43年度築） 4戸
- ・ 曙町団地（昭和44年度築） 1戸
- ・ 土庫団地（昭和38年度築） 2戸
- ・ 土庫団地（昭和39年度築） 4戸
- ・ 土庫団地（昭和40年度築） 6戸
- ・ 市場団地（昭和40年度築） 4戸
- ・ 東雲町団地（昭和44年度築） 4戸

3 市場団地について、所在地地番の改正を行います。（別表関係）

4 その他所要の改正

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市水道事業給水条例及び大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（水道総務課）

1 理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正により、水道整備・管理行政に関する事務の権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、規定の整理を行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市水道事業給水条例の一部改正

「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。（第12条関係）

第2条 大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正

「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。（第4条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課）

1 理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、公安職俸給表の俸給月額を引き上げる旨改定が行われたところ、これに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について金額の引き上げが行われるため、これに準じた所要の改正を行います。

2 内容

1 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者、又は応急措置従事者の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。（第5条関係）

2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額を次のとおり引き上げます。（別表関係）
補償基礎額表

階級	勤務年数					
	10年未満		10年以上20年未満		20年以上	
	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前
団長及び副団長	12,500円	12,440円	13,350円	13,320円	14,200円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	10,670円	11,650円	11,550円	12,500円	12,440円
部長、班長及び団員	9,100円	8,900円	9,950円	9,790円	10,800円	10,670円

3 施行期日

令和6年4月1日

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（市立病院総務課）

1 理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の条ずれが生じることから、この条例の一部を改正するものです。

2 内容

第1条 大和高田市監査委員条例の一部改正

「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めます。（第10条関係）

第2条 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正

「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。（第6条関係）

第3条 大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。（第5条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）**1 理由**

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容**1 職権による減免を可能とする規定の追加（第43条、第63条、第126条の3関係）**

市民税、固定資産税、特別土地保有税の減免を条件付きで職権により可能とする条例を規定します。

2 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例（附則第5条の5関係）

令和6年能登半島地震で住宅家財等の資産に損害が生じた場合、令和6年度の個人住民税において雑損控除の適用を受けることができます。

3 個人住民税の定額減税（附則第7条の5、6、7、8関係等）

個人住民税に係る定額減税については、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施します。令和6年度分の特別税額控除に係る規定の整備を行います。

4 固定資産税等の課税標準の特例措置の見直し及び延長（附則第10条の2関係）

（1） 再生可能エネルギー発電設備に係るバイオマス発電設備について、出力が1万kW以上2万kW未満の発電設備のうち一般木質・農作物残さ区分に該当するものについて、価格に7分の6の割合を乗じて得た額を課税標準とし、適用期限を2年延長します。

（2） 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産税に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の5年間、価格に2分の1を乗じて得た額とし、適用期限を2年延長します。

5 その他所要の規定の整備**3 施行期日**

令和6年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）**1 理由**

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険の被保険者に係る課税の軽減措置が執り行われることに伴い、これに準じて国民健康保険税の減額対象となる所得基準の算定に用いる加算額を引上げる改正を行うほか、所要の改正を行います。

2 内容**1 国民健康保険税の基礎課税額（被保険者均等割及び世帯別平等割）の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げます。（第21条関係）**

5割軽減の対象世帯 29万円→29万5千円

2割軽減の対象世帯 53万5千円→54万5千円

2 その他所要の改正（第2条関係）**3 施行期日**

令和6年4月1日

条 例

条例第1号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

条例第2号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条第1項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例第3号

一般職の職員の給与等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、地域手当」を削る。

第4条の2第2項中「応じた額」の次に「に、当該額に対する地域手当相当額（この項又は次項の規定により決定される第1号会計年度任用職員の号給に応じた額に、第7条の3第2項（附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する割合を乗じて得た額をいう。）を加算した額」を加える。

第7条の3の見出し中「等」を削り、同条第1項中「以下この条に同じ。」を削り、同条第4項を削る。

第10条第3項及び同条第8項中「育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員」に改める。

第13条第1号中「給料等の月額及びこれに対する地域手当（第7条の3第4項に規定する地域手当に相当する報酬を含む。以下この条及び第17条において同じ。）の月額の合計額」を「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第1号会計年度任用職員にあっては、基本報酬の月額）」に改め、同条第2号中「及びこれに対する地域手当の日額の合計額」を削り、同条第3号中「及びこれに対する地域手当の時間額の合計額」を削る。

第17条第4項中「基本報酬の月額（月額以外の方法により支給する会計年度任用職員の給料等にあっては、市長が規則で定めるところにより月額に相当する額として算定した額）並びに扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」を「扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（第1号会計年度任用職員にあっては、基本報酬の月額（月額以外の方法により基本報酬が支給される場合にある場合は、市長が規則で定めるところにより月額に相当する額として算定した額））」に改める。

第18条第3項中「基本報酬の月額（月額以外の方法により支給する会計年度任用職員の給料等にあっては、第17条第4項に規定する市長が規則で定めるところにより月額に相当する額として算定した額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」を「これに対する地域手当の月額の合計額（第1号会計年度任用職員にあっては、基本報酬の月額（月額以外の方法により基本報酬が支給される場合にある場合は、市長が規則で定めるところにより月額に相当する額として算定した額））」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「職員」の次に「（第1号会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第15条第1項中「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例第4号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条に次の1項を加える。

7 前各項に定めるもののほか、市立病院に勤務する助産師又は看護師若しくは准看護師がその業務に従事したときは、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を支給する。

（1） 1週間当たりの勤務時間を20時間未満として任用された者 6,000円

（2） 1週間当たりの勤務時間を20時間以上として任用された者 12,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例第5号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の9」を「100分の7.64」に改める。

第4条中「26,000円」を「27,600円」に改める。

第5条第1号中「25,000円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「12,500円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「18,750円」を「15,000円」に改める。

第6条中「100分の2.0」を「100分の3.27」に改める。

第7条中「8,000円」を「11,500円」に改める。

第7条の2第1号中「7,000円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「6,300円」に改める。

第8条中「100分の2.3」を「100分の3.03」に改める。

第9条中「9,200円」を「16,900円」に改める。

第9条の2を削る。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「18,200円」を「19,320円」に改め、同号イ（ア）中「17,500円」を「14,000円」に改め、同号イ（イ）中「8,750円」を「7,000円」に改め、同号イ（ウ）中「13,125円」を「10,500円」に改める。

0円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「8,050円」に改め、同号エ（ア）中「4,900円」を「5,880円」に改め、同号エ（イ）中「2,450円」を「2,940円」に改め、同号エ（ウ）中「3,675円」を「4,410円」に改め、同号オ中「6,440円」を「11,830円」に改め、同号カを削り、同項第2号ア中「13,000円」を「13,800円」に改め、同号イ（ア）中「12,500円」を「10,000円」に改め、同号イ（イ）中「6,250円」を「5,000円」に改め、同号イ（ウ）中「9,375円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「5,750円」に改め、同号エ（ア）中「3,500円」を「4,200円」に改め、同号エ（イ）中「1,750円」を「2,100円」に改め、同号エ（ウ）中「2,625円」を「3,150円」に改め、同号オ中「4,600円」を「8,450円」に改め、同号カを削り、同項第3号ア中「5,200円」を「5,520円」に改め、同号イ（ア）中「5,000」を「4,000円」に改め、同号イ（イ）中「2,500円」を「2,000円」に改め、同号イ（ウ）中「3,750円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,300円」に改め、同号エ（ア）中「1,400円」を「1,680円」に改め、同号エ（イ）中「700円」を「840円」に改め、同号エ（ウ）中「1,050円」を「1,260円」に改め、同号オ中「1,840円」を「3,380円」に改め、同号カを削り、同条第2項第1号ア中「3,900円」を「4,140円」に改め、同号イ中「6,500円」を「6,900円」に改め、同号ウ中「10,400円」を「11,040円」に改め、同号エ中「13,000円」を「13,800円」に改め、同項第2号ア中「1,200円」を「1,725円」に改め、同号イ中「2,000円」を「2,875円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「4,600円」に改め、同号エ中「4,000円」を「5,750円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第6号

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例

大和高田市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中35の項を37の項とし、14の項から34の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の13の項中「、第10条の2」を「又は第10条の2」に改め、「又は第120条第1項」を削り、同項を同表の14の項とし、同項の次に次の1項を加える。

15	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
別表中12の項を13の項とし、11の項の次に次の1項を加える。				
12	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び15の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

別表備考中「32の項」を「33の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第7号

大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大和高田市自動車駐車場条例（平成8年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場の管理に関する業務を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第14条 前条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 駐車場の供用に関する業務
 - （2） 駐車場の適正な運営の確保に関する業務
 - （3） 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上市長が必要と認める業務
- （利用料金）

第15条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表第1から別表第3までに規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（指定管理者に関する準用）

第16条 第13条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における駐車場の運営については、この条例の規定を準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項、第7条各号列記以外の部分の項並びに第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の4から第6条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例第8号

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改め、同条第6項中「第5項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

条例第9号

大和高田市立児童館設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立児童館設置条例を廃止する条例

大和高田市立児童館設置条例（昭和49年条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

条例第10号

大和高田市子ども医療費助成条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子ども医療費助成条例等の一部を改正する等の条例
（大和高田市子ども医療費助成条例の一部改正）

第1条 大和高田市子ども医療費助成条例（平成24年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6歳に達する日以後の最初の4月1日」を「出生の日」に改める。

第3条第2項第4号中「大和高田市心身障害者医療費助成条例」の前に「その子どもが」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（助成金の支給）

第5条の2 子ども医療費の助成は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づき、当該対象者に支給して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、子どもが前条第2項の規定により受給資格証を提示の上審査支払機関（奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金をいう。以下同じ。）との間で子ども医療費の助成に関し契約を締結した医療機関等から第4条の医療に関する給付を受けた場合において、審査支払機関から当該医療に関する給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項の報告を受けたときは、審査支払機関を経由して当該医療機関等に助成金を支払うものとする。

（大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第2条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成8年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「あつて」の次に「、出生の日から」を加え、「児童（以下「対象児童」を「者（以下「子ども」に改め、同号イからエまでの規定中「対象児童」を「子ども」に改める。

第3条の2第1項第1号中「対象児童」を「子ども」に改める。

第4条の2第1項ただし書中「対象児童」を「子ども」に改め、同条第2項中「第2条第1号ウ又はエの対象児童であつて未就学児（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）である者」を「子ども」に、「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第5条中「対象児童」を「子ども」に改める。

（大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部改正）

第3条 大和高田市心身障害者医療費助成条例（平成8年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「未就学児（1歳から6歳）を「1歳から18歳」に、「ある者をいう。以下同じ。）」を「ある者」に、「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

（大和高田市乳幼児医療費助成条例の廃止）

第4条 大和高田市乳幼児医療費助成条例（平成8年条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大和高田市子ども医療費助成条例に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大和高田市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（大和高田市子ども医療費助成条例に関する準備行為）

第3条 この条例による改正後の大和高田市子ども医療費助成条例（以下この条において「新条例」という。）の規定により新たに医療費の助成の対象となる子どもであることを示す証明書（以下「証明書」という。）の交付申請その他の証明書の交付に関して必要な行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により証明書の交付を受けた者は、施行日において新条例第5条第1項の証明書の交付を受けたものとみなす。

（大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例に関する経過措置）

第4条 この条例による改正後の大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費

の助成については、なお従前の例による。

（大和高田市心身障害者医療費助成条例に関する経過措置）

第5条 この条例による改正後の大和高田市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（大和高田市乳幼児医療費助成条例に関する経過措置）

第6条 この条例の施行日までに行われた医療に係る医療費の助成に対する大和高田市乳幼児医療費助成条例の適用については、同日以後も、なお従前の例による。

（大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第7条 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から15の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の16の項中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、同項を同表の15の項とし、同表の17の項を同表の16の項とする。

別表第2の1の項中「(昭和25年法律第144号)」及び「、大和高田市乳幼児医療費助成条例による乳幼児に対する医療費の支給に関する情報（以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。）」を削り、同表の2の項を削り、同表の3の項中「子ども医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報」を「大和高田市子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の支給に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の4の項中「、乳幼児医療費助成関係情報」を削り、同項を同表の3の項とし、同表の5の項中「、乳幼児医療費助成関係情報」を削り、同項を同表の4の項とし、同表の6の項中「、乳幼児医療費助成関係情報」を削り、同項を同表の5の項とし、同表の7の項中「、乳幼児医療費助成関係情報」を削り、同項を同表の6の項とし、同表の8の項中「、乳幼児医療費助成関係情報」を削り、同項を同表の7の項とし、同表の9の項を同表の8の項とし、同表の10の項から同表の20の項までを1項ずつ繰り上げる。

（大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例の一部改正）

第8条 大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

（大和高田市精神障害者医療費助成条例の一部改正）

第9条 大和高田市精神障害者医療費助成条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

条例第11号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「37,800円」を「34,440円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「56,760円」を「51,840円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「56,760円」を「52,200円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号から同項第11号までを削り、同項に次の8号を加える。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 90,720円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 98,280円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 113,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 128,520円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 143,640円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 158,760円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 173,880円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 181,440円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,680円」を「21,600円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「37,800円」を「36,720円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「52,920円」を「51,840円」に改める。

第5条第2項中「(及び連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負うものをいう。第7条に同じ。))」を「及び連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負うものをいう。以下第7条において同じ。))」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号」を「第38条第1項第1号から第12号」に改める。

第7条中「(及び連帯納付義務者)」を「及び連帯納付義務者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大和高田市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条例第12号

大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年条例第1

2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(基準等)

第3条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等は、次条以下に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

(指定居宅介護支援事業者の要件)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(記録の保管)

第5条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者は、居宅介護サービス計画費又は特例居宅介護サービス計画費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるものについて、指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援を提供した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 この条例の施行の際、現に提供が完結している指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援に係る指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

条例第13号

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）の定めるところによる。

（基準等）

第3条 指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は、次条以下に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

（指定介護予防支援事業者の要件）

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（記録の保管）

第5条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業を行う者は、介護予防サービス計画費又は特例介護予防サービス計画費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるものについて、指定介護予防支援又は基準該当介護予防支援を提供した日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置等）

2 この条例の施行の際、現に提供が完結している指定介護予防支援又は基準該当介護予防支援に係る指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

条例第14号

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年

条例第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項、同条第4項第1号、第78条の2の2第1項第1号、同項第2号、第78条の4第1項及び同条第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(基準)

第3条 法第78条の2の2第1項第1号及び第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに法第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項の規定により条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

(記録の保管)

第4条 指定地域密着型サービス事業者は、地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるものについて、指定地域密着型サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

(市の区域外に所在する事業所の特例)

第5条 指定地域密着型サービス事業者であって、その指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所の所在地が市の区域外にあるもの（その所在地の市町村又は特別区（以下「市町村等」という。）の長から当該事業所に係る指定を受けているものに限る。）については、前2条の規定にかかわらず、これらの規定で定める基準は、当該事業所の所在する市町村等において適用される基準によるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 この条例の施行の際、現に提供が完結している指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

条例第15号

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の14第1項及び同条第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（基準）

第3条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条以下に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

（記録の保管）

第4条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、地域密着型介護予防サービス費又は特例地域密着型介護予防サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるものについて、指定地域密着型介護予防サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

（市の区域外に所在する事業所の特例）

第5条 指定地域密着型介護予防サービス事業者であって、その指定に係る地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在地が市の区域外にあるもの（その所在地の市町村又は特別区（以下「市町村等」という。）の長から当該事業所に係る指定を受けているものに限る。）については、前2条の規定にかかわらず、これらの規定で定める基準は、当該事業所の所在する市町村等において適用される基準によるものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置等）

2 この条例の施行の際、現に提供が完結している指定地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

条例第16号

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「178円」を「200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うし尿の収集に係る手数料について適用し、施行日前のし尿の収集に係る手数料については、なお従前の例による。

条例第17号

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 市営住宅

名称	建設年度	所在地	戸数
昭和町団地	昭和29年度	大和高田市昭和町600番地1	19
	昭和30年度	大和高田市昭和町600番地1	8
		大和高田市昭和町600番地1	10
	昭和32年度	大和高田市昭和町600番地1	20
大谷団地	昭和30年度	大和高田市大字大谷506番地2	2
曙町団地	昭和40年度	大和高田市曙町648番地1	18
	昭和41年度	大和高田市曙町646番地2	18
	昭和42年度	大和高田市曙町735番地	12
	昭和43年度	大和高田市曙町735番地	8
	昭和44年度	大和高田市曙町735番地	5
	昭和45年度	大和高田市曙町748番地1	12
	昭和46年度	大和高田市曙町685番地1	12

	昭和59年度	大和高田市材木町1027番地	8
土庫団地	昭和38年度	大和高田市土庫一丁目700番地1	8
	昭和39年度	大和高田市土庫一丁目698番地	18
	昭和40年度	大和高田市土庫一丁目696番地1	18
市場団地	昭和41年度	大和高田市大字市場471番地	8
	昭和42年度	大和高田市大字市場473番地	6
	昭和43年度	大和高田市大字市場473番地	6
	昭和44年度	大和高田市大字市場478番地	4
	昭和45年度	大和高田市大字市場555番地1	6
	昭和46年度	大和高田市大字市場556番地1	6
	昭和48年度	大和高田市大字市場555番地1	2
吉井団地	昭和39年度	大和高田市大字吉井40番地3	10
	昭和42年度	大和高田市大字吉井39番地	10
	昭和43年度	大和高田市大字吉井39番地	20
東雲町団地	昭和41年度	大和高田市東雲町926番地1	24
	昭和42年度	大和高田市東雲町924番地	12
	昭和43年度	大和高田市東雲町924番地	12
	昭和44年度	大和高田市東雲町924番地	8
	昭和45年度	大和高田市東雲町922番地1	12
	昭和46年度	大和高田市東雲町922番地1	12
秋吉団地	昭和44年度	大和高田市大字秋吉204番地1	20
	昭和45年度	大和高田市大字秋吉204番地1	10
礪野団地	昭和46年度	大和高田市礪野北町47番地	18
	昭和47年度	大和高田市礪野北町47番地	24
	昭和48年度	大和高田市礪野北町47番地	24
	昭和49年度	大和高田市礪野北町47番地	23
西坊城団地	平成3年度	大和高田市大字西坊城322番地2	39
サンライズ団地	平成7年度	大和高田市材木町1017番地2	48
サンシャイン団地	平成13年度	大和高田市大字市場540番地1	24

2 共同施設

集会場

名称	所在地
礪野団地集会所	大和高田市礪野北町47番地
西坊城団地集会場	大和高田市大字西坊城322番地2

駐車場

名称	所在地	区画数
西坊城団地駐車場	大和高田市大字西坊城322番地2	39
サンライズ団地駐車場	大和高田市材木町1019番地2	48
サンシャイン団地駐車場	大和高田市大字市場548番地	24

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例第18号

大和高田市水道事業給水条例及び大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準

並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水道事業給水条例及び大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

（大和高田市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 大和高田市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

（大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例第19号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

条例第20号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（大和高田市監査委員条例の一部改正）

第1条 大和高田市監査委員条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（大和高田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例第21号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第43条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第63条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第63条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第126条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第126条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の4の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第19条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第19条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第27条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第20条、第23条から第24条の2まで、附則第5条の4第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第23条の2第2項、第39条の5第1項及び前条の規定の適用については、第23条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び法附則第5条の8第6項」と、第39条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第33条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をい

う。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第32条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第32条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第32条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第39条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第39条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって

徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第39条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第39条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、そ

- の者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第39条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第39条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日まで

の間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第39条の5第2項の規定により読み替えられた第39条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第39条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第39条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第23条から第24条の2まで、附則第5条の4第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第24条の2第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第24条の2第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第18項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則

第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第13条の2第4項を削る。

附則第13条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第14条中「又は第4項」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

（5） 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規

定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の6第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の11の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の11の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の11の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の11の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の12第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の12第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の12第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の12第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第21条中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」

に改める。

附則第22条及び第23条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第24条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第26条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第29条中「、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。この条及び次条において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

条例第22号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削る。

第21条第1項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則**規則第3号**

大和高田市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する等の規則

（大和高田市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正）

第1条 大和高田市子ども医療費助成条例施行規則（平成24年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

（1） 6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる額

ア 外来療養である場合 500円

イ 入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は500円）

（2） 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（前号に掲げる者を除く。） 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる額

ア 外来療養である場合 1,000円

イ 入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は500円）

第6条中「条例第5条」を「条例第5条の2第1項」に改める。

様式第1号中「小規模企業共済等掛金」を「小規模企業共済等掛金控除」に、「大和高田市長 様」

を「大和高田市長 宛」に改め、「印」を削る。
様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

（表）

子ども医療費受給資格証		現物
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	
一部負担金	通院	
	入院	
	調剤	
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名 及び び 印		大和高田市長
交付年月日		年 月 日
（注）奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物 給付方式の対象となりません。医療保険制度における自己負担額 を支払い、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してくださ い。		

(裏)

ご 使 用 上 の 注 意 事 項

- 1.この証は、健康保険証等を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2.奈良県内の医療機関等で受診される時は、「健康保険証等」にこの証を添えて、保険医療機関（病院や診療所や調剤薬局）に必ず提示してください。
- 3.奈良県内の保険医療機関で受診される時は、一部負担金額のみをお支払いください。
- 4.奈良県外の保険医療機関で受診される時は、一旦保険の自己負担金を支払い、医療費助成金交付請求書（市役所にあります）に領収書を添付して申請してください。添付する領収書は、受診者名、受診年月日、保険点数、保険適用金額、発行医療機関名、領収印の記載のあるものに限りします。
- 5.住所、氏名、健康保険証に変更のあったときは、14日以内に市長に届け出てください。
- 6.高額療養費の対象となる診療分、コルセット装着の療養費払いの請求については、事前に問い合わせてください。
- 7.次の場合は、この証を速やかに市長に返してください。
 1. 転出されたとき。
 2. 有効期間が満了したとき。
 3. 保険の資格がなくなったとき。
 4. その他受給要件に該当しなくなったとき。
- 8.この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 9.不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

様式第8号中「(第5条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

(大和高田市行政組織規則の一部改正)

第2条 大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表保健部の部保険医療課の項中「乳幼児医療費、」を削る。

第11条第2項の表国保医療グループの部医療担当の項中「乳幼児医療費、」を削る。

(大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「3の項」を「2の項」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「4の項」を「3の項」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「5の項」を「4の項」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「6の項」を「5の項」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「7の項」を「6の項」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「8の項」を「7の項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「9の項」を「8の項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「10の項」を「9の項」に改め、同条第1号中「大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則」を「大和高田市緊急通報システム事業実施規則」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「11の項」を「10の項」に改め、同条第1号中「規則」を「告示」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「12の項」を「11の項」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「13の項」を「12の項」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「14の項」を「13の項」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「15の項」を「14の項」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「16の項」を「15の項」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「17の項」を「16の項」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1号中カを削り、キからコまでをカからケまでとし、同条を第18条とする。

第20条を削る。

第21条中「3の項」を「2の項」に改め、同条第1号中キを削り、クからシまでをキからサまでとし、同条を第19条とする。

第22条中「4の項」を「3の項」に改め、同条第1号中ケを削り、コからセまでをケからスマまでとし、同条を第20条とする。

第23条中「5の項」を「4の項」に改め、同条第1号中キを削り、クからシまでをキからサまでとし、同条を第21条とする。

第24条中「6の項」を「5の項」に改め、同条第1号中キを削り、クからシまでをキからサまでとし、同条を第22条とする。

第25条中「7の項」を「6の項」に改め、同条第1号中ケを削り、コからセまでをケからスマまでとし、同条を第23条とする。

第26条中「8の項」を「7の項」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第24条とする。

第27条中「9の項」を「8の項」に改め、同条を第25条とする。

第28条中「10の項」を「9の項」に改め、同条を第26条とする。

第29条中「11の項」を「10の項」に改め、同条を第27条とする。

第30条中「12の項」を「11の項」に改め、同条を第28条とする。

第31条中「13の項」を「12の項」に改め、同条を第29条とする。

第32条中「14の項」を「13の項」に改め、同条を第30条とする。

第33条中「15の項」を「14の項」に改め、同条を第31条とする。

第34条中「16の項」を「15の項」に改め、同条を第32条とする。

第35条中「17の項」を「16の項」に改め、同条を第33条とする。

第36条中「18の項」を「17の項」に改め、同条を第34条とする。

第37条中「20の項」を「19の項」に改め、同条を第35条とし、第38条を第36条とし、第39条を第37条とする。

（大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の廃止）

第4条 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則（平成8年規則第48号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大和高田市子ども医療費助成条例に関する準備行為）

第2条 この規則による改正後の大和高田市子ども医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により新たに医療費の助成の対象となる子どもであることを示す受給資格者証の交付申請その他の受給資格者証の交付に関して必要な行為は、施行日前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、施行日において新規則第5条第1項の受給資格者証の交付を受けたものとみなす。

規則第4号

大和高田市市民課連絡所設置規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市市民課連絡所設置規則を廃止する規則

大和高田市市民課連絡所設置規則（平成8年規則第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（大和高田市公印規則の一部改正）

第2条 別表専用公印中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から26の項までを1項ずつ繰り上げる。

規則第5号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条」に、「次に掲げる歳入について私人」を「法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 法第243条の2の5第1項の規定により、収納の事務を委託することができる歳入等は次に掲げるものとする。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険税
- (3) 介護保険料
- (4) 後期高齢者医療保険料
- (5) 保育料
- (6) 使用料
- (7) 手数料
- (8) 賃貸料
- (9) 物品売買代金
- (10) 寄附金
- (11) 貸付金の元利償還金
- (12) 分担金
- (13) 負担金
- (14) 不動産売却代金
- (15) 過料
- (16) 損害賠償金
- (17) 不当利得による返還金
- (18) 第1号から前号までに掲げる歳入に係る督促手数料及び延滞金又は遅延損害金

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「前条第1項の」を「前条第1項に規定する」に改める。

第17条の3第1項中「令第158条第2項」を「法第243条の2第2項」に改め、同項後段を削り、同項各号を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第49条第1項の規定により公金の支出の事務を委託した場合について準用する。

第17条の5から第17条の8までを削る。

第39条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第49条第1項中「令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人に支出の事務の委託」を「指定公金事務取扱者に支出の事務の委託」に改め、「するときは、」の次に「会計管理者と協議し、」を加え、同条第3項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 委託支出者は、支出に係る事務を完了した後、当該事務について、速やかに公金委託支出報告書を作成し、支出に関する証拠書類を添えて、当該支出に係る事務を所管する課長を経て会計管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第6号

収納対策室設置規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

収納対策室設置規則を廃止する規則

収納対策室設置規則（平成14年規則第35号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（大和高田市会計規則の一部改正）

第2条 大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1 収納対策室の項中「収納対策室」を「収納対策課」に改め、同表契約監理室の項中「契約監理室」を「契約監理課」に改める。

（大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正）

第3条 大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則（平成14年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条中「収納対策室」を「収納対策課」に、「対策室」を「対策課」に改める。

第7条第3項及び第4項中「対策室」を「対策課」に改める。

（大和高田市公印規則の一部改正）

第4条 大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印9の項を次のように改める。

整理 番号	名称	ひな型	寸法	用途	管理責任者			
9	市長印	<table><tr><td>専 用</td><td>大和 市長 之高 田印</td><td>収 納 対 策 課</td></tr></table>	専 用	大和 市長 之高 田印	収 納 対 策 課	方 2 0 mm	納税に関する証明、照会、回答及び通知事務並びに滞納処分（督促、催告及び財産調査を含む。）に関する事務	収納対策課長
専 用	大和 市長 之高 田印	収 納 対 策 課						

規則第7号

大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則（平成19年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、課長にも事故があるときは、会計管理者があらかじめ指定する職員がその事務を代理する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第8号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

総務部	総務課	総務管財係
	法務課	法務係
	財政課	財政係
	税務課	税務グループ
収納対策室		収納対策係
	契約監理課	契約監理グループ

」を

「

総務部	総務課	総務管財係
	法務課	法務係
	財政課	財政係
	税務課	税務グループ
	収納対策課	収納対策係
	契約監理課	契約監理グループ

」に改める。

第3条第2項の表中「市民連絡所」を削る。

第4条第1項中

「収納対策室

収納対策室が分掌する事務は、収納対策室設置規則（平成14年規則第35号）の定めるところによる。

」を

「収納対策課

（1）歳入を確保するための施策の企画、検討及び実施に関すること。

- (2) 大和高田市税等徴収緊急対策本部に関すること。
- (3) 納税の啓発に関すること。
- (4) 市税及び税外収入（以下「市税等」という。）並びに個人県民税の徴収に関すること。
- (5) 市税等及び個人県民税の徴収嘱託及び受託徴収に関すること。
- (6) 市税等及び個人県民税の督促に関すること。
- (7) 市税等及び個人県民税の滞納処分及び不納欠損に関すること。
- (8) 市税等及び個人県民税の収納事務並びに統計に関すること。
- (9) 市税等及び個人県民税の過誤納金の還付並びに充当に関すること。
- (10) 差押財産の公売処分及び換価の猶予に関すること。
- (11) 納税証明に関すること。
- (12) 納税相談に関すること。

」に、

「市民課

- (1) 住民基本台帳に係る届出の受付に関すること。
- (2) 戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に関すること。
- (3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関すること。
- (4) 印鑑登録に関すること。
- (5) 中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行に関すること。
- (7) 埋火葬の許可に関すること。
- (8) 市民課連絡所との連絡に関すること。
- (9) 行政サービスコーナーとの連絡に関すること。
- (10) 住民基本台帳の整備及び記録の管理に関すること。
- (11) 住民情報の統計及び報告に関すること。
- (12) 住居表示に関すること。
- (13) マイナンバーカードの交付に関すること。
- (14) 住民基本台帳ネットワークシステムの運営に関すること。
- (15) 戸籍に係る届出の受付に関すること。
- (16) 戸籍の整備及び記録の管理に関すること。
- (17) 戸籍の附票の作成に関すること。
- (18) 人口動態調査に関すること。
- (19) 破産者、成年被後見人、被保佐人及び犯罪人名簿の管理に関すること。
- (20) 身分事項及び身分証明に関すること。
- (21) 税務署長への死亡者の通知に関すること。
- (22) 国民年金制度の啓発普及に係る企画立案に関すること。
- (23) 国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関すること。
- (24) 国民年金保険料の免除等に関すること。
- (25) 国民年金裁定請求に関すること。
- (26) 老齢福祉年金に関すること。

」を

「市民課

- (1) 住民基本台帳に係る届出の受付に関すること。

- (2) 戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に関する事。
- (3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事。
- (4) 印鑑登録に関する事。
- (5) 中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関する事。
- (6) 自動車の臨時運行に関する事。
- (7) 埋火葬の許可に関する事。
- (8) 行政サービスコーナーとの連絡に関する事。
- (9) 住民基本台帳の整備及び記録の管理に関する事。
- (10) 住民情報の統計及び報告に関する事。
- (11) 住居表示に関する事。
- (12) マイナンバー制度に係る個人番号の通知に関する事。
- (13) 個人番号カードの交付に関する事。
- (14) 個人番号カードの認証に係る通知及び照会に関する事。
- (15) 住民基本台帳ネットワークシステムに関する事。
- (16) 戸籍に係る届出の受付に関する事。
- (17) 戸籍の整備及び記録の管理に関する事。
- (18) 戸籍の附票の作成に関する事。
- (19) 人口動態調査に関する事。
- (20) 破産者、成年被後見人、被保佐人及び犯罪人名簿の管理に関する事。
- (21) 身分事項及び身分証明に関する事。
- (22) 税務署長への死亡者の通知に関する事。
- (23) 国民年金制度の啓発普及に係る企画立案に関する事。
- (24) 国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関する事。
- (25) 国民年金保険料の免除等に関する事。
- (26) 国民年金裁定請求に関する事。
- (27) 老齢福祉年金に関する事。
- (28) 国民年金生活者支援給付金に関する事。

」に、

「農業振興課

- (1) 農業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 農業経営基盤強化促進対策に関する事。
- (3) 農業振興地域整備計画に関する事。
- (4) 農業の担い手の育成に関する事。
- (5) 米の生産数量調整に関する事。
- (6) 農産物の地域生産地域消費事業に関する事。
- (7) 農業制度資金の融資に関する事。
- (8) 農産物の流通に関する事。
- (9) 農産物病虫害及び害鳥獣の駆除に関する事。
- (10) 鳥獣の捕獲許可、飼養許可等に関する事。
- (11) 農業委員会との連絡調整に関する事。
- (12) 農業委員会の委員の候補者の選定に関する事。
- (13) 農道、水路の新設、改良及び維持管理に関する事。

- (14) 農業土木工事にすること。
- (15) 土地改良事業にすること。
- (16) 農業水利にすること。
- (17) 農業振興地域整備事業にすること。
- (18) 地籍調査に係る成果物の管理にすること。
- (19) 災害復旧工事にすること（他課の所管に属するものを除く。）。

」を

「農業振興課

- (1) 農業振興施策の企画及び総合調整にすること。
- (2) 農業経営基盤強化促進対策にすること。
- (3) 農業振興地域整備計画にすること。
- (4) 農業の担い手の育成にすること。
- (5) 米の生産数量調整にすること。
- (6) 農産物の地域生産地域消費事業にすること。
- (7) 農業制度資金の融資にすること。
- (8) 農産物の流通にすること。
- (9) 農産物病虫害及び害鳥獣の駆除にすること。
- (10) 鳥獣の捕獲許可、飼養許可等にすること。
- (11) 農業委員会との連絡調整にすること。
- (12) 農業委員会の委員の候補者の選定にすること。
- (13) 農道、水路の新設、改良及び維持管理にすること。
- (14) 農業土木工事にすること。
- (15) 土地改良事業にすること。
- (16) 農業水利にすること。
- (17) 農業振興地域整備事業にすること。
- (18) 災害復旧工事にすること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (19) 地籍調査の推進にすること。
- (20) 地籍調査の計画及び実施にすること。
- (21) 地籍調査に係る成果物の管理にすること。

」に、

「社会福祉課

- (1) 地域福祉施策の総合調整にすること。
- (2) 高齢者の生きがい対策及び地域間交流の企画及び総合調整にすること。
- (3) 社会的孤立の防止にすること。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務にすること。
- (5) 民生委員にすること。
- (6) 老人クラブの支援及び敬老事業の実施にすること。
- (7) ひとり暮らし等の障害者に係る緊急通報システム事業にすること。
- (8) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び日常生活用具給付事業にすること。
- (9) 老人憩いの家、高田温泉さくら荘及び総合福祉会館にすること。
- (10) 災害救助物資及び援助物資にすること。
- (11) 老人福祉施設への措置及び費用の徴収にすること。

- (12) 行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (13) 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (14) 障害者虐待防止センターに関する事。
- (15) 障害福祉基本計画の策定及び推進に関する事。
- (16) 身体障害者福祉に関する事。
- (17) 知的障害者福祉に関する事。
- (18) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号）に基づく福祉に関する事。
- (20) 身体障害者手帳の交付、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付に関する事。
- (21) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事。

」を

「社会福祉課

- (1) 地域福祉施策の総合調整に関する事。
- (2) 高齢者の生きがい対策及び地域間交流の企画及び総合調整に関する事。
- (3) 社会的孤立の防止に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務に関する事。
- (5) 民生委員に関する事。
- (6) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。
- (7) 老人クラブの支援及び敬老事業の実施に関する事。
- (8) ひとり暮らし等の障害者に係る緊急通報システム事業に関する事。
- (9) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び日常生活用具給付事業に関する事。
- (10) 老人憩いの家、高田温泉さくら荘及び総合福祉会館に関する事。
- (11) 災害救助物資及び援助物資に関する事。
- (12) 老人福祉施設への措置及び費用の徴収に関する事。
- (13) 行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (14) 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (15) 障害者虐待防止センターに関する事。
- (16) 障害福祉基本計画の策定及び推進に関する事。
- (17) 身体障害者福祉に関する事。
- (18) 知的障害者福祉に関する事。
- (19) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号）に基づく福祉に関する事。
- (21) 身体障害者手帳の交付、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付に関する事。
- (22) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事。

」に、

「子育て支援室こども家庭課

- (1) 児童福祉及び母子福祉施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関する事。
- (3) 母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事。

- (4) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の申請に関する事。
- (5) 父子福祉資金貸付金の申請に関する事。
- (6) 子育て短期支援事業に関する事。
- (7) 母子・父子自立支援員に関する事。
- (8) 子ども家庭総合支援拠点事業に関する事。
- (9) 少子化対策に関する事。
- (10) 子育て支援に関する事。
- (11) すこやか広場事業に関する事。

」を

「子育て支援室こども家庭課

- (1) 児童福祉及び母子福祉施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) こども家庭センター運営に係る総合調整に関する事。
- (3) こども家庭センター業務のうち児童福祉に関する事。
- (4) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関する事。
- (5) 母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事。
- (6) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の申請に関する事。
- (7) 父子福祉資金貸付金の申請に関する事。
- (8) 子育て短期支援事業に関する事。
- (9) 母子・父子自立支援員に関する事。
- (10) 少子化対策に関する事。
- (11) 子育て支援に関する事。
- (12) すこやか広場事業に関する事。

」に、

「健康増進課

- (1) 地域保健施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関する事。
- (3) 妊産婦等に対する保健指導に関する事。
- (4) 新生児及び妊産婦の訪問指導等に関する事。
- (5) 妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事。
- (6) 健康診査及び検診に関する事。
- (7) 予防接種に関する事。
- (8) 結核及び感染症の予防に関する事。
- (9) 献血の推進に関する事。
- (10) 健康づくり事業の推進に関する事。
- (11) 保健センターの管理に関する事。
- (12) 葛城地区休日診療所に関する事。

」を

「健康増進課

- (1) 地域保健施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関する事。
- (3) こども家庭センター業務のうち母子保健に関する事。
- (4) 健康診査及び検診に関する事。

- (5) 予防接種に関すること。
- (6) 結核及び感染症の予防に関すること。
- (7) 献血の推進に関すること。
- (8) 健康づくり事業の推進に関すること。
- (9) 保健センターの管理に関すること。
- (10) 葛城地区休日診療所に関すること。

」に、

「クリーンセンター企画整備課

- (1) 資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関すること。
- (2) 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設の整備計画の策定に関すること。
- (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (7) 一般廃棄物の搬入指導及び検査に関すること。
- (8) 一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関すること。
- (9) 処理手数料の徴収に関すること。
- (10) クリーンセンターの経理その他庶務に関すること。
- (11) ごみ処理施設の整備計画に関すること。
- (12) 焼却炉、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関すること。
- (13) 一般廃棄物の処分に關すること。
- (14) 焼却炉残灰等の運搬及び最終処分に關すること。
- (15) リサイクル施設の運営管理に関すること。
- (16) 資源物分別整理に関すること。

クリーンセンター建設企画課

- (1) 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整に関すること。
- (2) 循環型社会形成推進地域計画の策定に関すること。
- (3) クリーンセンター施設の整備に関すること。
- (4) ごみ中継施設の建設に関すること。
- (5) リサイクル施設の建設に関すること。

」を

「クリーンセンター企画整備課

- (1) 資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関すること。
- (2) 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設の整備計画の策定に関すること。
- (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (7) 一般廃棄物の搬入指導及び検査に関すること。
- (8) 一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関すること。
- (9) 処理の徴収に関すること。
- (10) クリーンセンターの経理その他庶務に関すること。

- (11) ごみ処理施設の整備計画に関すること。
- (12) 焼却炉、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関すること。
- (13) 一般廃棄物の処分に关すること。
- (14) 焼却炉残手数料灰等の運搬及び最終処分に关すること。
- (15) リサイクル施設の運営管理に关すること。
- (16) 資源物分別整理に关すること。
- (17) 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整に关すること。
- (18) 循環型社会形成推進地域計画の策定に关すること。
- (19) クリーンセンター施設の整備（ごみ中継施設及びリサイクル施設の建設を除く。以下第11条第2項において同じ。）に关すること。

クリーンセンター建設企画課

- (1) ごみ中継施設の建設に关すること。
- (2) リサイクル施設の建設に关すること。

」に改める。

第11条第2項中

「窓口担当

- (1) 住民基本台帳に係る届出の受付に关すること。
- (2) 戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に关すること。
- (3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に关すること。
- (4) 印鑑登録に关すること。
- (5) 中长期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に关すること。
- (6) 自動車の臨時運行に关すること。
- (7) 埋火葬の許可に关すること。
- (8) 市民課連絡所との連絡に关すること。
- (9) 行政サービスコーナーとの連絡に关すること。
- (10) 住民基本台帳の整備及び記録の管理に关すること。
- (11) 住民情報の統計及び報告に关すること。
- (12) 住居表示に关すること。
- (13) マイナンバーカードの交付に关すること。
- (14) 住民基本台帳ネットワークシステムの運営に关すること。
- (15) 課内の他の係長の補助に关すること。

」を

「窓口担当

- (1) 住民基本台帳に係る届出の受付に关すること。
- (2) 戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に关すること。
- (3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に关すること。
- (4) 印鑑登録に关すること。
- (5) 中长期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に关すること。
- (6) 自動車の臨時運行に关すること。
- (7) 埋火葬の許可に关すること。
- (8) 行政サービスコーナーとの連絡に关すること。
- (9) 住民基本台帳の整備及び記録の管理に关すること。

- (10) 住民情報の統計及び報告に関すること。
- (11) 住居表示に関すること。
- (12) マイナンバー制度に係る個人番号の通知に関すること。
- (13) 個人番号カードの交付に関すること。
- (14) 個人番号カードの認証に係る通知及び照会に関すること。
- (15) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
- (16) 課内の他の係長の補助に関すること。

」に、

「年金担当

- (1) 国民年金制度の啓発普及に係る企画立案に関すること。
- (2) 国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関すること。
- (3) 国民年金保険料の免除等に関すること。
- (4) 国民年金裁定請求に関すること。
- (5) 老齢福祉年金に関すること。
- (6) 課内の他の係長の補助に関すること。

」を

「年金担当

- (1) 国民年金制度の啓発普及に係る企画立案に関すること。
- (2) 国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関すること。
- (3) 国民年金保険料の免除等に関すること。
- (4) 国民年金裁定請求に関すること。
- (5) 老齢福祉年金に関すること。
- (6) 国民年金生活者支援給付金に関すること。
- (7) 課内の他の係長の補助に関すること。

」に、

「耕地担当

- (1) 農道、水路の新設、改良及び維持管理に関すること。
- (2) 農業土木工事に係ること。
- (3) 土地改良事業に関すること。
- (4) 農業水利に関すること。
- (5) 農業振興地域整備事業に関すること。
- (6) 地籍調査に係る成果物の管理に関すること。
- (7) 災害復旧工事に係ること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 課内の他の係長の補助に関すること。

」を

「耕地担当

- (1) 農道、水路の新設、改良及び維持管理に関すること。
- (2) 農業土木工事に係ること。
- (3) 土地改良事業に関すること。
- (4) 農業水利に関すること。
- (5) 農業振興地域整備事業に関すること。
- (6) 災害復旧工事に係ること（他課の所管に属するものを除く。）。

- （7） 課内の他の係長の補助に関すること。

地籍調査担当

- （1） 地籍調査の推進に関すること。
（2） 地籍調査の計画及び実施に関すること。
（3） 地籍調査に係る成果物の管理に関すること。
（4） 課内の他の係長の補助に関すること。

」に、

「地域福祉担当

- （1） 地域福祉施策の総合調整に関すること。
（2） 高齢者の生きがい対策及び地域間交流の企画及び総合調整に関すること。
（3） 社会的孤立の防止に関すること。
（4） 戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務に関すること。
（5） 民生委員に関すること。
（6） 老人クラブの支援及び敬老事業の実施に関すること。
（7） ひとり暮らし等の障害者に係る緊急通報システム事業に関すること。
（8） 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び日常生活用具給付事業に関すること。
（9） 老人憩いの家、高田温泉さくら荘及び総合福祉会館に関すること。
（10） 災害救助物資及び援助物資に関すること。
（11） 老人福祉施設への措置及び費用の徴収に関すること。
（12） 行旅死亡人の取扱いに関すること。
（13） 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
（14） 障害者虐待防止センターに関すること。
（15） 課内の他の係長の補助に関すること。

」を

「地域福祉担当

- （1） 地域福祉施策の総合調整に関すること。
（2） 高齢者の生きがい対策及び地域間交流の企画及び総合調整に関すること。
（3） 社会的孤立の防止に関すること。
（4） 戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務に関すること。
（5） 民生委員に関すること。
（6） 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
（7） 老人クラブの支援及び敬老事業の実施に関すること。
（8） ひとり暮らし等の障害者に係る緊急通報システム事業に関すること。
（9） 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び日常生活用具給付事業に関すること。
（10） 老人憩いの家、高田温泉さくら荘及び総合福祉会館に関すること。
（11） 災害救助物資及び援助物資に関すること。
（12） 老人福祉施設への措置及び費用の徴収に関すること。
（13） 行旅死亡人の取扱いに関すること。
（14） 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
（15） 障害者虐待防止センターに関すること。
（16） 課内の他の係長の補助に関すること。

」に、

「こども相談担当

- (1) 子ども家庭総合支援拠点事業に関すること。
- (2) 課内の他の係長の補助に関すること。

」を

「こども相談担当

- (1) こども家庭センター運営に係る総合調整に関すること。
- (2) こども家庭センター業務のうち児童福祉に関すること。
- (3) 課内の他の係長の補助に関すること。

」に、

「保健予防担当

- (1) 地域保健施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 妊産婦等に対する保健指導に関すること。
- (4) 新生児及び妊産婦の訪問指導等に関すること。
- (5) 妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (6) 健康診査及び検診に関すること。
- (7) 予防接種に関すること。
- (8) 結核及び感染症の予防に関すること。
- (9) 献血の推進に関すること。
- (10) 健康づくり事業の推進に関すること。
- (11) 課内の他の係長の補助に関すること。

」を

「保健予防担当

- (1) 地域保健施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) こども家庭センター業務のうち母子保健に関すること。
- (4) 健康診査及び検診に関すること。
- (5) 予防接種に関すること。
- (6) 結核及び感染症の予防に関すること。
- (7) 献血の推進に関すること。
- (8) 健康づくり事業の推進に関すること。
- (9) 課内の他の係長の補助に関すること。

」に、

「企画総務担当

- (1) 資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関すること。
- (2) 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設の整備計画の策定に関すること。
- (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (7) 一般廃棄物の搬入指導及び検査に関すること。

- (8) 一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関する事。
- (9) 処理手数料の徴収に関する事。
- (10) クリーンセンターの経理その他庶務に関する事。
- (11) 課内の他の係長の補助に関する事。

施設管理担当

- (1) ごみ処理施設の整備計画に関する事。
- (2) 焼却炉、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関する事。
- (3) 一般廃棄物の処分にに関する事。
- (4) 焼却炉残灰等の運搬及び最終処分にに関する事。
- (5) リサイクル施設の運営管理に関する事。
- (6) 資源物分別整理に関する事。
- (7) 課内の他の係長の補助に関する事。

」を

「企画総務担当

- (1) 資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関する事。
- (2) 廃棄物処理手数料の徴収に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可等に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関する事。
- (5) 廃棄物処理施設の整備計画の策定に関する事。
- (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関する事。
- (7) 一般廃棄物の搬入指導及び検査に関する事。
- (8) 一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関する事。
- (9) 処理手数料の徴収に関する事。
- (10) クリーンセンターの経理その他庶務に関する事。
- (11) 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整に関する事。
- (12) 循環型社会形成推進地域計画の策定に関する事。
- (13) 課内の他の係長の補助に関する事。

施設管理担当

- (1) ごみ処理施設の整備計画に関する事。
- (2) 焼却炉、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関する事。
- (3) 一般廃棄物の処分にに関する事。
- (4) 焼却炉残灰等の運搬及び最終処分にに関する事。
- (5) リサイクル施設の運営管理に関する事。
- (6) 資源物分別整理に関する事。
- (7) クリーンセンター施設の整備に関する事。
- (8) 課内の他の係長の補助に関する事。

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に次の表の旧所属の欄に掲げる部課等に属する職員は、特に辞令を用い

て発令されたものを除き、令和6年4月1日をもって、旧所属の欄に掲げる区分に応じて、新所属の欄に掲げる部課等に属すべき職員として辞令を発せられたものとみなす。

旧所属		新所属	
総務部	収納対策室	総務部	収納対策課

規則第9号

大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則

大和高田市社会福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和26年規則第8号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び第55条の4第2項（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、市長の権限に属する事務の一部を社会福祉事務所長に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

（生活保護法に関する事務の委任）

第2条 市長は、生活保護法（以下この条において「法」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。

- （1） 法第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関すること。
- （2） 法第25条第1項及び第2項の規定による職権による保護の開始及び変更に関すること。
- （3） 法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。
- （4） 法第27条の規定による指導及び指示に関すること。
- （5） 法第27条の2の規定による相談及び助言に関すること。
- （6） 法第28条第1項の規定による要保護者に対する報告の請求及び立入調査並びに検診の命令、同条第2項の規定による要保護者の扶養義務者等に対する報告の請求並びに同条第5項の規定による申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止に関すること。
- （7） 法第30条から第37条の2までの規定による保護の方法に関すること。
- （8） 法第48条第4項の規定による届出の受理に関すること。
- （9） 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。
- （10） 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関すること。
- （11） 法第55条の6の規定による被保護者等に対する報告の請求に関すること。
- （12） 法第55条の7の規定による被保護者就労支援事業の実施に関すること。
- （13） 法第55条の8の規定による被保護者健康管理支援事業の実施に関すること。
- （14） 法第55条の9第2項の規定による情報の提供に関すること。
- （15） 法第62条第3項の規定による保護の変更、停止及び廃止の決定並びに同条第4項の規定による被保護者に対する弁明の機会の付与に関すること。
- （16） 法第63条の規定による費用の返還に関すること。
- （17） 法第76条第1項の規定による遺留金品の処分に関すること。
- （18） 法第76条の2の規定による損害賠償請求権の行使に関すること。

- (19) 法第77条第1項の規定による費用の徴収に関する事。
 - (20) 法第77条第2項の規定による家庭裁判所に対する申立てに関する事。
 - (21) 法第77条の2の規定による費用の徴収に関する事。
 - (22) 法第78条の規定による費用等の徴収に関する事。
 - (23) 法第78条の2の規定による費用等の徴収に関する事。
 - (24) 法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関する事。
 - (25) 法第81条の規定による被保護者の後見人選任の請求に関する事。
 - (26) 法第81条の3の規定による情報の提供、助言その他適切な措置に関する事。
- (児童福祉法に関する事務の委任)

第3条 市長は、児童福祉法（以下この条において「法」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第21条の5の3の規定による障害児通所給付費の支給に関する事。
- (2) 法第21条の5の4第1項の規定による特例障害児通所給付費の支給に関する事。
- (3) 法第21条の5の5の規定による障害児通所給付費等の支給の決定に関する事。
- (4) 法第21条の5の6の規定による障害児通所給付費等の申請の受理に関する事。
- (5) 法第21条の5の7の規定による障害児通所給付費等の支給の要否の決定等に関する事。
- (6) 法第21条の5の8の規定による通所給付決定の変更に関する事。
- (7) 法第21条の5の9の規定による通所給付決定の取消しに関する事。
- (8) 法第21条の5の11の規定による障害児通所給付費等の額の特例に関する事。
- (9) 法第21条の5の12第1項の規定による高額障害児通所給付費の支給に関する事。
- (10) 法第21条の5の13の規定による放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給に関する事。
- (11) 法律第21条の5の29第1項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事。
- (12) 法第21条の6の規定による障害児通所支援等の提供又は提供の委託に関する事。
- (13) 法第22条に規定による妊産婦の助産施設における助産の実施に関する事。
- (14) 法第23条の規定による母子保護の実施（法第31条第5項の規定により母子保護の実施とみなされる同条第1項の規定による母子生活支援施設における保護を含む。）に関する事。
- (15) 法第24条の26の規定による障害児相談支援給付費の支給に関する事。
- (16) 法第24条の27の規定による特例障害児相談支援給付費の支給に関する事。
- (17) 法第30条の規定による同居児童の届出の受理に関する事。
- (18) 法第56条第2項の規定による費用（法第51条第2号及び第3号に規定する費用に限る。）の徴収に関する事。
- (19) 法第56条第4項の規定による報告等の請求（前号に規定する費用に係るものに限る。）に関する事。

(老人福祉法に関する事務の委任)

第4条 市長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第5条の4第2項の規定による老人の福祉に関する実情の把握、情報の提供、相談、調査及び指導に関する事。
- (2) 法第11条の規定による老人ホームへの入所等の措置に関する事。
- (3) 法第12条の規定による措置の解除に係る説明等に関する事。

- （４） 法第27条第1項の規定による遺留金品の処分に関する事。
 - （５） 法第28条の規定による費用の徴収に関する事。
 - （６） 法第36条の規定による調査の嘱託及び報告の請求に関する事。
- （身体障害者福祉法に関する事務の委任）

第5条 市長は、身体障害者福祉法（以下この条において「法」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。

- （１） 法第17条の2第1項の規定による診査、更生相談及び措置に関する事。
 - （２） 法第18条第1項の規定による障害福祉サービスの提供及び同条第2項に規定による施設等への入所等に関する事。
 - （３） 法第23条の規定による売店に関する協議、調査及び通知に関する事。
 - （４） 法第38条第1項の規定による費用の徴収に関する事。
 - （５） 法第38条第3項の規定による報告等の請求に関する事。
- （特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事務の委任）

第6条 市長は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条において「法」という。）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この条において「令」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。

- （１） 法第17条の規定による障害児福祉手当の支給に関する事。
- （２） 法第19条（法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による受給資格の認定に関する事。
- （３） 法第24条第1項（法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に関する事。
- （４） 法第26条及び第26条の5において準用する法第5条第2項の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格の認定及び再認定に関する事。
- （５） 法第26条及び第26条の5において準用する法第11条の規定による（第3号を除く。）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の制限に関する事。
- （６） 法第26条及び第26条の5において準用する法第12条の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支払いの一時差止めに関する事。
- （７） 法第26条及び第26条の5において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第31条の規定による障害児福祉手当の支払いの調整に関する事。
- （８） 法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給に関する事。
- （９） 法第26条の4の規定による特別障害者手当の支給の調整に関する事。
- （10） 法第35条の規定による届出及び書類その他の物件の受理に関する事。
- （11） 法第36条の規定による受給資格者等に係る調査に関する事。
- （12） 法第37条の規定による書類の閲覧、資料の提出及び必要な事項の報告の請求に関する事。
- （13） 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく同法第7条の規定による改正前の法第17条の規定による福祉手当の支給に関する事。

（知的障害者福祉法に関する事務の委任）

第7条 市長は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。

- （１） 法第15条の4の規定による障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関する事。

（２） 法第16条に規定による施設入所等の措置に関すること。

（３） 法第27条の規定による費用の徴収に関すること。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事務の委任）

第8条 市長は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務を社会福祉事務所に委任する。

（１） 法第14条第1項及び第3項の規定による支援給付の実施に関すること。

（２） 法第15条第1項及び第2項の規定による配偶者支援金の支給に関すること。

（３） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付の実施に関すること。

（４） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定による支援給付の実施に関すること。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務の委任）

第9条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この条において「令」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務を社会福祉事務所に委任する。

（１） 法第8条の規定による不正利得の徴収に関すること。

（２） 法第9条及び第10条の規定による報告等の請求に関すること。

（３） 法第12条の規定による資料の提供等に関すること。

（４） 法第19条の規定による介護給付費等の支給の決定に関すること。

（５） 法第20条の規定による介護給付費等の申請の受理に関すること。

（６） 法第21条の規定による障害支援区分の認定に関すること。

（７） 法第22条の規定による介護給付費等の支給の要否の決定に関すること。

（８） 法第24条の規定による支給決定の変更に関すること。

（９） 法第25条第1項の規定による支給決定の取消し及び同条第2項の規定による受給者証の返還の請求に関すること。

（10） 法第29条の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給に関すること。

（11） 法第30条第1項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給及び同条第3項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額の決定に関すること。

（12） 法第31条第1項の規定による介護給付費等の額の特例に関すること。

（13） 法第34条第1項の規定による特定障害者特別給付費の支給に関すること。

（14） 法第35条第1項の規定による特例特定障害者特別給付費の支給に関すること。

（15） 法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付費等の支給の決定に関すること。

（16） 法第51条の6の規定による地域相談支援給付費の申請の受理に関すること。

（17） 法第51条の規定による地域相談支援給付費等の支給の要否の決定に関すること。

（18） 法第51条の9第2項の地域相談支援給付費決定の変更の決定及び同条第4項の規定による地域相談支援受給者証の記載事項の訂正等に関すること。

（19） 法第51条の10第1項の規定による地域相談支援給付費決定の取消し及び同条第2項の

規定による地域相談支援受給者証の返還の請求に関する事

- (20) 法第51条の14の規定による地域相談支援給付費の支給に関する事
 - (21) 法第51条の15の規定による特例地域相談支援給付費の支給に関する事
 - (22) 法第51条の17の規定による計画相談支援給付費の支給に関する事
 - (23) 法第51条の18の規定による特例計画相談支援給付費の支給に関する事
 - (24) 法第52条第1項の規定による自立支援医療費の支給の認定に関する事
 - (25) 法第53条第1項の規定による支給認定の申請の受理に関する事
 - (26) 法第54条第1項の規定による支給認定を行う自立支援医療の種類の決定、同条第2項の規定による指定自立支援医療機関の選定及び同条第3項の規定による医療受給者証の交付に関する事
 - (27) 法第56条第2項の支給認定の変更の認定及び同条第4項の規定による医療受給者証の記載事項の訂正等に関する事
 - (28) 法第57条第1項の規定による支給認定の取消し及び同条第2項の規定による医療受給者証の返還の請求に関する事
 - (29) 法第58条第1項及び第5項の規定による自立支援医療費の支給（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（令和6年省令第3号）第36条第1号の規定による育成医療及び同条第2号の規定による更生医療に関するものに限る。）に関する事
 - (30) 法第70条の規定による療養介護医療費の支給に関する事
 - (31) 法第71条第1項の規定による基準該当療養介護医療費の支給に関する事
 - (32) 法第74条の規定による意見の聴取に関する事
 - (33) 法第76条第1項の規定による補装具費の支給に関する事
 - (34) 法第76条の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する事
 - (35) 令第10条第3項の規定による障害支援区分の認定の通知に関する事
 - (36) 令第16条の規定による受給者証の再交付に関する事
 - (37) 令第26条の8の規定による地域相談支援受給者証の再交付に関する事
 - (38) 令第28条の規定による法第53条第1項の申請の受理に関する事
 - (39) 令第30条の規定による精神通院医療に係る医療受給者証の交付に関する事
 - (40) 令第32条第2項の規定による精神通院医療に係る支給認定の申請内容の変更の届出の受理に関する事
 - (41) 令第33条第1項及び第2項の規定による医療受給者証の再交付に関する事
 - (42) 法第77条第1項の規定による地域生活支援事業の実施に関する事
- （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事務の委任）

第10条 市長は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この条において「法」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この条において「令」という。）に関する事務のうち次に掲げる事務を社会福祉事務所に委任する。

- (1) 令第5条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理に関する事
- (2) 令第6条の2、第7条第5項、第8条第3項及び第9条第3項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事
- (3) 令第7条第2項及び第4項の規定による届出の受理に関する事
- (4) 令第7条第3項、第10条第3項及び第10条の2第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受付に関する事

(5) 令第8条第1項の規定による法第45条第4項の規定による認定の申請の受理に関する
こと。

(6) 令第9条第3項の規定による同条第1項の規定による障害等級の変更の申請の受理に関する
こと。

(7) 令第10条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付に関すること。

(その他の事務の委任)

第11条 第2条から前条までに規定する事務のほか、次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。

(1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により、市長の職務権限に属すること。

(2) 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年奈良県条例第34号）第2条の規定により本市が処理することとされた奈良県知事の権限に属する事務のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条の規定による資金の貸付けに関すること。

(3) 奈良県療育手帳制度実施要綱に規定する事務のうち、市長の職務権限に属すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第10号

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市市民交流センター条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第38条中「子ども」の次に「及びその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）」を加え、同条ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第11号

大和高田市交通遺児見舞金等支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市交通遺児見舞金等支給規則の一部を改正する規則

大和高田市交通遺児見舞金等支給規則（平成30年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和高田市交通遺児就学援助等基金条例（平成30年条例第〇号）」を「大和高田市交通遺児就学援助等基金条例（平成30年条例第5号）」に改める。

第2条第2号中「が既に死亡し」を「の死亡、失踪、虐待、監護の著しい懈怠その他の事情により」に、「及び」を「又は」に改め、「含む。」の次に「以下次条第2号アにおいて同じ。」を加え、同条第

3号中「に係る財産管理権を有する親権者及び交通遺児の後見人」を「の父若しくは母又はこれに準じる者で現に交通遺児を養育しているもの」に改める。

第3条第1項第2号イ中「養子縁組」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第798条ただし書の規定による養子縁組を除く。）」を加える。

第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による申請は、前条第2項の区分の欄に掲げる区分に応じて支給時期の欄に定めるときが到来した日の翌日から起算して1年を経過した日までに、行うものとする。ただし、当該期限までに申請することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大和高田市交通遺児見舞金等支給規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第3条第1項に規定する要件を満たす者について適用し、同日前に同項の規定に相当する規定に規定する要件を満たす者については、なお従前の例による。

規則第12号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第37号の3）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

規則第13号

大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次の

ように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則
大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年規則第37号の2）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を「又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第14号

大和高田市庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市庁舎管理規則の一部を改正する規則
大和高田市庁舎管理規則（昭和40年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「、精神錯乱」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第15号

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則
大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則（令和2年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「大和高田市適応指導教室設置規則」を「大和高田市教育支援ルーム設置規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第16号

大和高田市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則

大和高田市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年規則第35号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第17号

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則を廃止する規則

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成24年規則第36号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第18号

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則及び会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則及び会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1項を加える。

2 前項の基本報酬を算出する場合において、当該基本報酬に含まれる地域手当相当額（条例第4条の2第2項に規定する地域手当相当額をいう。）に1円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てるものとする。

第4条の2の2第2項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

第10条の4第1項中「第17条第4項」の次に「及び第18条第3項」を加える。

（会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部改正）

第2条 会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「応じた額」の次に「に、これに対する地域手当相当額（条例第4条の2第2項に規定する地域手当相当額をいう。）を加えた額」を加える。

附則第2項の表中「適応指導教室指導員」を「教育支援ルーム指導員」に、「適応指導教室専任教員」を「教育支援ルーム専任教員」に改める。

別表第1（1） 行政職給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給の表適応指導教室指導員及び教育アドバイザーの項中「適応指導教室指導員」を「教育支援ルーム指導員」に改める。

別表第1（3） 教育職給料表（2）の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給の表適応指導教室専任教員の項中「適応指導教室専任教員」を「教育支援ルーム専任教員」に改める。

別表第2（1） 行政職給料表の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給の表適応指導教室指導員及び教育アドバイザーの項中「適応指導教室指導員」を「教育支援ルーム指導員」に改める。

別表第2（3） 教育職給料表（2）の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給の表適応指導教室専任教員の項中「適応指導教室専任教員」を「教育支援ルーム専任教員」に改める。

別表第3臨床心理士の項備考の欄中「若しくは適応指導教室」を「、市立病院若しくは教育支援ルーム」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第19号

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の3を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第20号

大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「会計年度任用職員任用書」を「宣誓書」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

ふくむ せんせい
服務の宣誓

わたし しゅけん こくみん そん みと にほんこくけんぽう そんちょう ようご
 私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護すること
 とを誓います。

わたし ちほうじ ちほんし たい こうむ みるしゅてき のうりつてき うんえい せきむ
 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務
 を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

氏 名

〈任用条件の確認〉

氏 名			生年 月 日	
職種等			所属 部署	
勤務 場所			職務 内容	
任期	年 月 日～ 年 月 日			
勤務 時間等	任用形態： 勤務時間： 勤務日： 休憩時間： 時間外勤務： 特記事項：			
休日			休暇	
保険等	社会保険： 雇用保険： 災害補償制度：			
給与等	基本給 職給料表（ ） 級 号相当 額： 円 手当（手当に相当する報酬及び費用弁償を含む。） 地域手当： 時間外勤務手当： 通勤手当： 通勤方法 期末勤勉手当： 退職手当： その他の手当： 給与の締日： 給与の支給日： 支給方法：			

※ 詳細は会計年度任用職員任用通知書に記載

様式第2号（第3条関係）

（表面）

会計年度任用職員任用通知書

ふりがな			生年 月 日	年 月 日	通勤方法
氏 名					
現住所	〒 — 電話番号（ ）				
職種等			所属 部署		
勤務 場所	変更の範囲：		職務 内容	変更の範囲：	
任期	年 月 日～ 年 月 日 会計年度内の任期更新の可能性 ☐ 無 ☐ 有（更新上限は当該年度の末日まで）				
勤務 時間等	任用形態 ☐ フルタイム ☐ パートタイム 勤務時間 ① 1日 時間 分 時 分～ 時 分 ② 1日 時間 分 時 分～ 時 分 ③ 1日 時間 分 時 分～ 時 分 勤 務 日 休憩時間 分 時間外勤務の有無 ☐ 無 ☐ 有（頻度等： ） 特記すべき事項（変則勤務等）				
休日			休暇 ※1※2		
保険等	社会保険※3： ☐ 無 ☐ 有 雇用保険※4： ☐ 無 ☐ 有 災害補償制度：				
給与等 ※5※6	基本給 職給料表（ ） 級 号相当 ☐ 月額 ☐ 日額 ☐ 時間額 ☐ その他 円	手当（手当に相当する報酬及び費用弁償を含む。） 1 地域手当※7： 円 2 時間外勤務手当： 時間外勤務をした時間に応じた額を支給 3 通勤手当： ☐ 支給 ☐ 不支給 4 期末勤勉手当： ☐ 支給 ☐ 不支給 5 退職手当： ☐ 支給 ☐ 不支給 6 その他の手当（ ）			給与の締日 ☐ 月末 ☐ （ ） 給与の支給日※8 ☐ 当月21日 ☐ 翌月21日 ☐ （ ） 支給方法 ☐ 口座振込 ☐ （ ）
退職に 関する 事項	1 定年：なし 2 免職の事由：地方公務員法第28条第1項各号及び同法第29条第1項各号に掲げる事由 3 免職の手続：職員の分限に関する条例第2条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第3条の規定による手続				
再度の任 用に関する 事項	会計年度任用の職は、会計年度ごとに、職の必要性、予算及び職員の能力の実証の結果を考慮してその任用が見直されるものであり、一の任期の終了後、同じ者が再度任用されることを保証するものではない。				

（裏面）

【表面記載事項に係る注意事項】

- ※1 前年度から引き続かず新たに採用された場合は、採用の日から1月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した日の翌日に年次有給休暇を付与します。
- ※2 休暇の取得要件等は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定によります。
- ※3 健康保険は地方公務員共済制度、年金は厚生年金保険又は地方公務員共済制度の対象となります。
- ※4 退職手当の支給対象となった場合は、雇用保険の対象でなくなります。
- ※5 支給額及び支給要件は、一般職の職員の給与等に関する条例の規定によります。任用期間中に改正が生じた場合は、改正後の条例に準じます。
- ※6 退職手当は、週38時間45分以上勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った後に退職した場合に、大和高田市職員の退職手当に関する条例に基づき支給します。
- ※7 基本給に給料表の相当号級が記載されている場合であって、地域手当対象外の者は、一般職の職員の給与等に関する条例第4条の2第2項に規定する地域手当相当額をその者の基本給に含みます。
- ※8 給与が月額により定められている場合は当月払（一部の実績に基づく手当等は翌月払）、日額又は時間額により定められている場合は翌月払です。支給日が休日等である場合には、その直前の休日等以外の日に支給します。

【その他の注意事項】

- 1 会計年度任用職員は、地方公務員法に定める一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く。）等）が適用され、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
- 2 採用された日から1月（延長される場合があります。）が経過するまでは、条件付採用期間です。その期間を良好な成績で勤務することで、初めて正式採用となります。
- 3 一の任期の終了後、再度の任用により、引き続き新たな年度において任用された場合でも、その任用ごとに、条件付採用期間が設けられます。
- 4 会計年度任用職員としての任用は、その人について客観的な能力の実証を行った上で判断されます。また、再度の任用により、複数の年度において引き続き同じ人が任用される場合、その職については、3年度に1回以上の公募を行います。これらの能力の実証や公募の結果、他の人が任用される場合があります。

備 考

地方公務員法第22条の2及び大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、同条第1項に規定する会計年度任用の職に任用します。

年 月 日

大和高田市長

印

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第21号

大和高田市文書規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市文書規則の一部を改正する規則

（大和高田市文書規則の一部改正）

第1条 大和高田市文書規則（平成11年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「到着した」を「到達した」に、「押印等」により到着」を「押印、文書管理システムへの記録等」により到達」に改める。

第3条第4項中「本市機関外に」を「本市の事務所又は事業所から」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「文書取扱員」を「文書取扱主任」に改め、同条第2項中「文書取扱員」を「文書取扱主任」に改め、「する者」の次に「をもって充てるものとし、課長が指名しないときは、係長」を加え、同条第3項中「文書取扱員を指名又は」を「文書取扱主任を」に改め、第4項中「文書取扱員」を「文書取扱主任」に改める。

第6条の2（見出しを含む。）中「文書取扱員会議」を「文書取扱主任会議」に改める。

第7条中「に要する簿冊」を「のために作成を要する簿冊（一定の目的及び法則に基づき文書の題名等を記録した文書をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条各号中「に備える」を「において作成すべき」に改める。

第9条第1項第1号中「の頭字」を「（附属機関に係る文書にあつては当該附属機関の名称）の頭字（その名称に大和高田市を冠する附属機関にあつては大和高田市の次の文字。以下この号において同じ。）」に改める。

第13条の見出し中「到着した」を「到達した」に改め、同条第1項中「到着した」を「到達した」に、「すべて」を「全て」に改める。

第14条第3項を削る。

第15条第1項中「文書取扱員」を「文書取扱主任」に改め、同条第2項ただし書中「ただし、」の次に「文書管理システムにより記録する文書又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第3項中「記載する」を「記録する」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、到達した文書が電磁的記録のときは、別に定める手続による。

第16条中「記載」の次に「又は記録」を加える。

第17条中「文書取扱員」を「文書取扱主任」に改める。

第18条の見出し中「到着した」を「到達した」に改め、同条中「到着した」を「到達した」に改める。

第19条中「文書取扱員」を「文書取扱主任」に改める。

第21条第1項中「一定の帳票が定められているものを除き、起案用紙（様式第6号）を用いなければならない」を「市長が指定する電子決裁システムを通じて行わなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、文書決裁システムを利用することが困難な環境にある、一定の帳票によることが法律により義務付けられている等これにより難い事由が認められるときは、起案用紙（様式第6号）

その他の帳票を用いることができる。

第21条第2項中「起案用紙による」を削り、同項第2号中「を表示し、回議する必要のない欄は、斜線を引く」を「及び回議し、又は合議する必要のある者を設定する」に改め、同項第3号中「起案年月日、開示区分等」を「起案年月日等」に改め、同項第9号中「すべて」を「全て」に改め、同項第11号を次のように改める。

（11） 加除訂正するときは、決裁し、又は専決する権限のある者の承認を得ること。

第21条第5項を削る。

第22条中「起案用紙の欄外右上に朱記する」を「行う」に改める。

第24条第2項中「所定欄に押印し」を「これを承認し」に改める。

第26条第1項前段中「配布」の次に「又は送信」を加え、同項中「起案用紙」を「起案文書」に改め、同項後段中「起案文書の写しの」を「当該起案文書の写しを配布する場合にあっては」に改め、同条第2項中「起案用紙」を「起案文書」に改める。

第27条中「早急な」の前に「第21条第1項ただし書の規定により作成される起案文書であって、」を加え、「文書」を「もの」に改める。

第29条第1項中「押印しなければならない」を「承認しなければならない」に改め、同条第3項中「前項の規定を準用し、後関の処理ができるものとする」を「当該回覧及び合議については第1項の規定を準用して承認を行い、当該回議についてはその者の承認を省略することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第1項の規定を準用して行う承認については、前項の規定を準用し後関の処理を行うものとする。

第33条第1項に次の1号を加える。

（4） 前各号に定めるもののほか、市長が別に定める基準に基づき押印する必要がないと認められるもの

第37条第1項第1号ア中「備えられた」を「作成された」に改める。

第39条第1項中「文書取扱員」を「文書取扱主任」に改め、同項第2号中「綴じる」を「とじる」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「保存用ファイル名」の次に「（合冊した保存用ファイルの標題名をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

第40条第1項中「した文書」の次に「（紙媒体のものに限る。この条、第43条から第48条までの規定及び第50条において同じ。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文の」を「前項の規定による」に改める。

第41条第1項中「文書取扱員」を「文書取扱主任」に改め、「ため、」の次に「市長が別に指定する文書管理システムを通じて」を加え、「（様式第8号）」、「2部」及び「1部を保管単位で保管し、1部を」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情が認められるときは、文書統括者が指定する方法によりこれを行うことができる。

第41条第2項中「完結文書のうち、各保管単位が組織として保管又は保存している文書のすべて」を「全て」に改める。

第43条第1項中「毎年7月末日」を「毎年8月末日」に改める。

第44条を次のように改める。

（所管課の保管文書の管理）

第44条 前条第1項の規定にかかわらず、台帳、手順書等執務上常に保管単位において備え置く

必要がある文書であって随時その更新が行われるもの（以下「常用文書」という。）及び一定の様式で大量に存在し、専用の場所に収納した方が合理的である文書（以下「別保管文書」という。）は、文書統括者に引き継がずに、保管単位において保管することができる。

第46条第1項中「当該文書が記載された文書管理表の写しに保存用ファイル名を明示し、書庫保存文書貸出申請書（様式第9号）とともに文書統括者に提出し」を「当該文書が編さんされた保存用ファイル名、保存箱番号、収納棚番号を文書統括者に明示し」に改める。

第47条第3項中「所管課長及び」を削り、「双方において保管する」を「文書管理システムを通じて」に、「記載する」を「記録する」に改める。

第48条第3項中「所管課長及び」を削り、「双方において保管する」を「文書管理システムを通じて」に、「記載する」を「記録する」に改める。

第50条第1項中「延長した」の次に「文書に係る」を加える。

第51条を次のように改める。

（電磁的記録への変換）

第51条 所管課長及び文書統括者は、永年保存文書又は必要があると認める文書のうち電磁的記録でないものについて、その成立の真正を損なわない範囲において電磁的記録に変換して保管し、又は保存することができる。

様式第6号中「係長・主査」を「係長・主査等」に改める。

様式第8号及び様式第9号を削る。

（大和高田市公報発行規則の一部改正）

第2条 大和高田市公報発行規則（昭和24年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「にこれを発行する」を「（その日が大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条の市の休日に当たるときは、その直後の市の休日以外の日）にこれを発行するものとする」に改める。

第4条の前の見出し並びに同条及び第5条中「文書取扱員」を「文書取扱主任」に改める。

第7条を削る。

第8条中「備え付けて」を「備え付け、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により、」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第22号

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則（平成20年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 子育てしやすいまちづくり

（２） 産業の活性化

第３条第４号を次のように改める。

（４） 行財政基盤の再構築

第３条第５号を削り、同条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、寄附者が法人（市内に主たる事務所又は事業所を有する法人を除く。）の場合にあっては、地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条第１５項の規定により現に内閣総理大臣の認定を受けている地域再生計画で定める同法第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業を条例第３条第１項の規定により指定することができる。

第４条本文中「寄附申出書」を「ふるさと大和高田応援寄附申出書」に改め、同条ただし書中「寄附申出書」を「当該申出書」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、前条第２項に規定する事業に対する寄附の申出は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書（様式第２号）により行うものとする。

第５条第１項中「市長は、」の次に「第３条第１項各号に掲げる事業に対して寄附を行った」を加え、同条第２項中「法人」の次に「及びその他の団体」を加える。

第６条中「様式第２号」を「様式第３号」に改める。

第７条ただし書中「又は名称」を「若しくは名称又は寄附金の額」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、第４条第１項ただし書の規定による申出がなされたときは、市長は、条例第８条の規定により公表する事項を必要に応じて変更することができる。

様式第１号中「大和高田市長 様」を「大和高田市長 宛」に、「E - m a i l」を「メールアドレス」に、「クレジットカード決済」を「キャッシュレス決済」に、
「

- ☐（１） 医療・保健・福祉の充実
- ☐（２） 若者世代・子育て世代が住みよいまちづくり
- ☐（３） 災害に強いまちづくり
- ☐（４） 産業の活性化
- ☐（５） 指定しない（分野を限定しない市政全般に対する寄附）。

」を

「

- ☐（１） 子育てしやすいまちづくり
- ☐（２） 産業の活性化
- ☐（３） 災害に強いまちづくり
- ☐（４） 行財政基盤の再構築
- ☐（５） 指定しない。

」に改め、「／性別 男・女」を削る。

様式第２号を様式第３号とし、様式第１号の次に次の１様式を加える。

様式第2号（第4条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書

申込日： 年 月 日

大和高田市長 宛

法 人 名

所在地（本社）

代 表 者 名

法 人 番 号

大和高田市で実施される「大和高田市まち・ひと・しごと創生推進事業」に対し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

寄 附 申 出 額	円
寄附を希望する事業	
寄附情報の公表 (いずれか1つにチェックをお願いします。)	☐ 法人名と寄附額 ☐ 法人名 ☐ 寄附額 ☐ 公表を希望しない
本件に関するお問い合わせ先	部署名： 電話番号： メールアドレス： ご担当者名：

※ 寄附にあたっての主な留意事項

- ・ 大和高田市に本社（地方税法における「主たる事務所又は事業所」）が所在する企業からの寄附については、本制度の対象となりません。
- ・ 1企業における1事業あたりの寄附は10万円からとなります。
- ・ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ・ 寄附者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合、寄附の申込みをお断りし、又は収受した寄附金を返還させていただきます。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第4号

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令

大和高田市決裁規程（平成9年訓令第6号）を次のように改正する。

別表第2中

「

（1） 総務部長の専決事項

- ア 市例規集の追録発行並びに市公報の編集及び発行に関する事。
- イ 1件10万円以上30万円未満の同一項内の予算流用に関する事。
- ウ 1件の見積価格が10万円未満の不用品の処分に関する事。
- エ 庁舎の管理に関する事。
- オ 市税（国民健康保険税を除く。）の更正及び決定に関する事。
- カ 市税（国民健康保険税を除く。）の調定に関する事。
- キ 市税（国民健康保険税を除く。）の賦課に対する不服申立ての処理に関する事。
- ク 市税（国民健康保険税を除く。）の減免に関する事。
- ケ 建設工事等の検査に関する事。

（2） 収納対策室長の専決事項

- ア 市税の滞納処分の決定に関する事。
- イ 差押の解除に関する事。
- ウ 市税の滞納処分の執行停止に関する事。
- エ 市税の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収の決定に関する事。
- オ 市税の延滞金の減免に関する事。
- カ 市税の徴収及び督促に関する事。
- キ 収納対策室設置規則（平成14年規則第35号）第4条に規定する収納対策室のスタッフが属する課の市税及び税外収入の徴収の指導及び助言に関する事。

（3） 契約監理課長の専決事項

- ア 大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第21条の規定により随意契約によることができる金額以下の契約事務に係る審査及び指導の方法に関する事。
- イ 入札参加資格の審査及び確認に関する事。
- ウ 工事請負、工事に係る調査、設計及び監理の委託並びに清掃及び警備の委託に係る入札予定価格の決定に関する事。
- エ 検査事務に係る指導の方法に関する事。

（４） 総務課長の専決事項

- ア 市有財産の登記及び登録並びに財産台帳の作成に関する事。
- イ 庁用電話の管理に関する事。
- ウ 公用車（他の所管に属するものを除く。）の使用許可に関する事。
- エ 公印の取扱措置及び管理に関する事。
- オ 収發文書の処理に関する事。

（５） 法務課長の専決事項

- ア 公平委員会の所掌に係る事務のうち別表第１に掲げる事務に関する事。
- イ 他の地方公共団体等からの市の掲示板への掲示依頼に関する事。
- ウ 文書の保存整理及び書庫の管理に関する事。

（６） 財政課長の専決事項

- ア １件１０万円未満の同一項内の予算の流用に関する事。
- イ 所属間の予算の流用に関する事。

（７） 税務課長の専決事項

- ア 土地家屋の異動通知の処理に関する事。
- イ 市税（国民健康保険税を除く。）に関する資料調査及び納入通知書の発行に関する事。
- ウ 市県民税の特別徴収義務者の指定に関する事。

（８） 収納対策室課長の専決事項

- ア 市税に係る督促状その他の市税徴収に関する書類の送達に関する事。
- イ 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事。
- ウ 納税思想の普及、啓発及び広報に関する事。
- エ 市税の徴収嘱託及び受託徴収に関する事。
- オ 市税の滞納処分に係る調査等に関する事。

」を

「

（１） 総務部長の専決事項

- ア 市例規集の追録発行並びに市公報の編集及び発行に関する事。
- イ １件１０万円以上３０万円未満の同一項内の予算流用に関する事。
- ウ １件の見積価格が１０万円未満の不用品の処分にに関する事。
- エ 庁舎の管理に関する事。
- オ 市税（国民健康保険税を除く。）の更正及び決定に関する事。
- カ 市税（国民健康保険税を除く。）の調定に関する事。
- キ 市税（国民健康保険税を除く。）の賦課に対する不服申立ての処理に関する事。
- ク 市税（国民健康保険税を除く。）の減免に関する事。
- ケ 市税及び税外収入（以下「市税等」という。）の滞納処分の決定に関する事。
- コ 差押の解除に関する事。
- サ 市税等の滞納処分の執行停止に関する事。
- シ 市税等の延滞金の減免に関する事。
- ス 建設工事等の検査に関する事。

（２） 契約監理課長の専決事項

- ア 大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第２１条の規定により随意契約によることができる金額以下の契約事務に係る審査及び指導の方法に関する事。

- イ 入札参加資格の審査及び確認に関する事。
- ウ 工事請負、工事に係る調査、設計及び監理の委託並びに清掃及び警備の委託に係る入札予定価格の決定に関する事。
- エ 検査事務に係る指導の方法に関する事。
- (3) 総務課長の専決事項
 - ア 市有財産の登記及び登録並びに財産台帳の作成に関する事。
 - イ 庁用電話の管理に関する事。
 - ウ 公用車（他の所管に属するものを除く。）の使用許可に関する事。
 - エ 公印の取扱措置及び管理に関する事。
 - オ 収發文書の処理に関する事。
- (4) 法務課長の専決事項
 - ア 公平委員会の所掌に係る事務のうち別表第1に掲げる事務に関する事。
 - イ 他の地方公共団体等からの市の掲示板への掲示依頼に関する事。
 - ウ 文書の保存整理及び書庫の管理に関する事。
- (5) 財政課長の専決事項
 - ア 1件10万円未満の同一項内の予算の流用に関する事。
 - イ 所属間の予算の流用に関する事。
- (6) 税務課長の専決事項
 - ア 土地家屋の異動通知の処理に関する事。
 - イ 市税（国民健康保険税を除く。）に関する資料調査及び納入通知書の発行に関する事。
 - ウ 市県民税の特別徴収義務者の指定に関する事。
- (7) 収納対策課長の専決事項
 - ア 市税等の滞納処分の決定に関する事。
 - イ 市税等の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収の決定に関する事。
 - ウ 市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事。
 - エ 納税思想の普及、啓発及び広報に関する事。
 - オ 市税等の徴収嘱託及び受託徴収に関する事。
 - カ 市税等の滞納処分に係る調査等に関する事。

」に、

「

- (4) 農業振興課長の専決事項
 - ア 農業及び畜産業の指導に関する事。
 - イ 所管に属する農業土木工事の指導及び監督に関する事。

」を

「

- (4) 農業振興課長の専決事項
 - ア 農業及び畜産業の指導に関する事。
 - イ 所管に属する農業土木工事の指導及び監督に関する事。
 - ウ 地籍調査に関する事。

」に、

「

- (4) こども家庭課長の専決事項

ア 次に掲げる法律に定める事務のうち軽易なもの

（ア） 児童福祉法

（イ） 児童扶養手当法

（ウ） 母子及び父子並びに寡婦福祉法

（エ） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

（オ） 児童手当法

イ 児童館の使用許可に関すること。

ウ 児童福祉に関するもののうち軽易なもの

」を

「

（４） こども家庭課長の専決事項

ア 次に掲げる法律に定める事務のうち軽易なもの

（ア） 児童福祉法

（イ） 児童扶養手当法

（ウ） 母子及び父子並びに寡婦福祉法

（エ） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

（オ） 児童手当法

イ こども家庭センターの運営に関すること。

ウ 児童館の使用許可に関すること。

エ 児童福祉に関するもののうち軽易なもの

」に、

「

（７） クリーンセンター企画整備課長の専決事項

ア 一般廃棄物等の処理施策の調整に関すること。

イ 一般廃棄物等の処理についての指導に関すること。

ウ 一般廃棄物のリサイクルに関すること。

エ 一般廃棄物処理手数料等の徴収に関すること。

オ 軽易な要望及び苦情処理に関すること。

カ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

キ ダイオキシン類削減対策等施設整備に関すること。

（８） クリーンセンター建設企画課長の専決事項

ア 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整における軽易な事務処理に関すること。

」を

「

（７） クリーンセンター企画整備課長の専決事項

ア 一般廃棄物等の処理施策の調整に関すること。

イ 一般廃棄物等の処理についての指導に関すること。

ウ 一般廃棄物のリサイクルに関すること。

エ 一般廃棄物処理手数料等の徴収に関すること。

オ 軽易な要望及び苦情処理に関すること。

カ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

キ ダイオキシン類削減対策等施設整備に関すること。

ク 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整における軽易な事務処理に関すること。

(8) クリーンセンター建設企画課長の専決事項

ア ごみ中継施設の建設の指導及び監督に関すること。

イ リサイクル施設の建設の指導及び監督に関すること。

」に、

「

(1) 未来まちづくり局理事の専決事項

ア 部長会議及び部局調整員会議に関すること。

」を

「

(1) 未来まちづくり局理事の専決事項

ア 奈良県と大和高田市とのまちづくりに関する包括協定に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関すること。

イ ファシリティマネジメントに関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関すること。

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

告示第19号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和6年3月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和6年2月1日	1									
令和6年2月8日	1									

令和6年2月8日									1	
令和6年2月14日									1	

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和6年2月19日	大和高田市材木町1 公園内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第20号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

令和6年3月4日

大和高田市長 堀内 大造

1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除く。）
4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名 称	種 類	数 量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	晃和開和株式会社	はり札	1	市内	R6.2.1	R6.2.1	消防署南倉庫
2	昇陽ハウジング	はり札	1	市内	R6.2.1	R6.2.1	消防署南倉庫
3	レンタルハウス	はり札	1	市内	R6.2.1	R6.2.1	消防署南倉庫

	株式会社正栄						
4	東武建設	はり札	1	市内	R6. 2. 1	R6. 2. 1	消防署南倉庫
5	オープンハウス	はり札	2	市内	R6. 2. 1	R6. 2. 1	消防署南倉庫
6	米田不動産	はり札	1	市内	R6. 2. 1	R6. 2. 1	消防署南倉庫
7	ふすま障子 貼り替え 有本	はり札	1	市内	R6. 2. 1	R6. 2. 1	消防署南倉庫

告示第21号

令和5年度後期高齢者医療保険料7期督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年3月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 この督促状の発送年月日

令和6年2月20日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年3月6日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2. 都市計画を定める土地の区域

大和都市計画（大和高田市）市街化区域内

3. 縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

告示第23号

後期高齢者医療保険料 特別注意書を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）

第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年3月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 この納入通知書の発送年月日

令和6年2月29日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第24号

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月13日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成22年告示第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

第1条中「太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）」を「発電システム又は蓄電システム」に、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」を「住宅用太陽光発電システム等設置費補助金」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 発電システム 太陽電池を用いて太陽の光を電力に変換する仕組みであって、住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流有りで連系する設備をいう。

（2） 蓄電システム 発電システムと接続することで電力を充放電できる蓄電池と電力変換装置を一体的に備えた設備をいう。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条中「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書」を「住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第5条の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書」を「第6条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付（不交付）決定通知書」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」を「住宅用太陽光発電シス

テム等設置費補助金交付申請書」に、「提出しなければならない」を「提出するものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

（１） 発電システムの設置に係る申請者にあつては、次に掲げる書類

- ア 発電システムの設置に係る工事請負契約書又は発電システムが設置された新築住宅に係る売買契約書の写し
- イ 発電システムの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し
- ウ 電力会社との再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約の内容がわかる書類の写し
- エ 電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類の写し
- オ 市税の滞納がないことを証する書類
- カ 住民票の写し
- キ 発電システムの設置場所の状況を示す写真
- ク その他市長が必要と認める書類

（２） 蓄電システムの設置に係る申請者にあつては、前号ウ、エ、オ、カ及びクに掲げる書類（当該蓄電システムに接続する発電システムの設置に係る補助金の交付と同時に申請する者にあつては、前号ア及びイに掲げる書類を含む。）のほか次に掲げる書類

- ア 蓄電システムの設置に係る工事請負契約書又は蓄電システムが設置された新築住宅に係る売買契約書の写し
- イ 蓄電システムの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し
- ウ 蓄電システムと当該蓄電システムと接続している発電システムの設置状況を示す写真

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（補助金の額）

第5条 一の住宅の発電システム又は蓄電システムの設置に係る補助金の額は、それぞれ5万円とする。

2 一の住宅の発電システム又は蓄電システムの設置に係る補助金の交付は、それぞれ1回に限るものとする。

第4条を削る。

第3条第1号中「結んだ者」の次に「であること。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、蓄電システムの設置に係る補助金の交付を申請する者にあつては、当該設置する蓄電システムと接続する発電システムについて電力会社と電力受給契約を結んだ者であること。

第3条第2号中「滞納していない者」の次に「であること。」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（２） 自ら居住する住居が店舗付住宅でないこと。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（補助対象システム）

第3条 補助対象となる発電システム及び蓄電システムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１） 発電システムにあつては、次に掲げる要件

- ア 発電設備を構成する太陽電池モジュール（太陽光エネルギーを直接電気エネルギーに変換するパネルをいう。以下同じ。）の日本産業規格に基づいて算出される公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づいて算出される定格出力（複数のパワーコンディショナーを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値）のいずれか小さい方が10キロワット未満であること。
- イ 未使用のものであること。

ウ リース契約によるものでないこと。

(2) 蓄電システムにあつては、次に掲げる要件

ア 蓄電容量が1キロワットアワー以上であること。

イ 発電システムと常時接続されているものであること。

ウ 未使用のものであること。

エ リース契約によるものでないこと。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

（表面）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）住所 大和高田市

（ふりがな）

氏名

電話番号

（平日9:00～17:00に連絡が取れる番号）

住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

大和高田市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置した住宅に関する事項	建物区分	☐ 新築 ☐ 既築		
	住所	〒635- 大和高田市		
設置した住宅用太陽光発電システムに関する事項	発電出力	☐ . ☐ ☐ kW （小数点第3位以下切捨て） ※ 発電設備を構成する太陽電池モジュール（太陽光エネルギーを直接電気エネルギーに変換するパネルをいう。）の日本産業規格に基づいて算出される公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づいて算出される定格出力（複数のパワーコンディショナーを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値）のいずれか小さい方		
	製造者名 （メーカー名）		型式	
電力会社との電力受給契約に関する事項	電力会社			
	受給開始日 （電力会社と対象システムの電力受給を開始した日）	年 月 日		
設置した住宅用蓄電池システムに関する事項	蓄電池容量	☐ . ☐ ☐ kWh （小数点第3位以下切捨て）		
	製造者名 （メーカー名）		型式	
補助金の申請金額	☐ 太陽光発電システム 50,000円 ☐ 蓄電池システム 50,000円 合 計 円			

(裏面)

添 付 書 類	発電システム	(ア) 発電システムの設置に係る工事請負契約書又は発電システムが設置された新築住宅に係る売買契約書の写し (イ) 発電システムの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し (ウ) 電力会社との再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約の内容がわかる書類の写し (エ) 電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類の写し (オ) 市税の滞納がないことを証する書類（納税証明書） (カ) 住民票の写し (キ) 発電システムの設置場所の状況を示す写真 (ク) その他市長が必要と認める書類
	蓄電システム	(ア) 蓄電システムの設置に係る工事請負契約書又は蓄電システムが設置された新築住宅に係る売買契約書の写し (イ) 蓄電システムの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し (ウ) 電力会社との再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約の内容がわかる書類の写し (エ) 電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類の写し (オ) 市税の滞納がないことを証する書類（納税証明書） (カ) 住民票の写し (キ) 蓄電システムと当該蓄電システムと接続している発電システム設置場所の状況を示す写真 (ク) その他市長が必要と認める書類
	発電システム及び蓄電システム	(ア) 発電システム及び蓄電システムの設置に係る工事請負契約書又は発電システム及び蓄電システムが設置された新築住宅に係る売買契約書の写し (イ) 発電システム及び蓄電システムの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し (ウ) 電力会社との再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約の内容がわかる書類の写し (エ) 電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類の写し (オ) 市税の滞納がないことを証する書類（納税証明書） (カ) 住民票の写し (キ) 蓄電システムと当該蓄電システムと接続している発電システム設置場所の状況を示す写真 (ク) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付（不交付）決定通知書

様

大和高田市長

第 号
年 月 日

印

年 月 日付けで申請のありました住宅用太陽光発電システム等設置費補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分 ☐ 交付 ☐ 不交付

2 補助金交付決定額

発電システム 金 円

蓄電システム 金 円

合 計 金 円

3 不交付理由

様式第3号中「第8条」を「第9条」に、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書」を「住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書」に、「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に改め、「印」を削り、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金について」を「住宅用太陽光発電システム等設置費補助金について」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の大和高田市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる発電システムの大和高田市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の交付申請及び同日以後に設置される蓄電システムの大和高田市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の交付申請について適用し、同日前に行われる発電システムの大和高田市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の交付申請については、なお従前の例による。

告示第25号

令和6年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和6年3月14日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和6年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 2 令和6年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 3 令和6年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 4 令和6年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 5 令和6年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 6 令和6年度大和高田市休日診療所特別会計予算
- 7 令和6年度大和高田市水道事業会計予算
- 8 令和6年度大和高田市下水道事業会計予算
- 9 令和6年度大和高田市病院事業会計予算
- 10 令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）
- 11 令和5年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 令和5年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 令和5年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第3号）
- 14 令和5年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）

令和6年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,356,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 第2款保険給付費に計上した各項（審査費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,170,843
	1. 国民健康保険税	1,170,843
2. 使用料及び手数料		739
	1. 手数料	739
6. 県支出金		5,406,152
	3. 県負担金・補助金	5,406,152
7. 連合会支出金		924
	1. 連合会補助金	924
8. 財産収入		26
	1. 財産運用収入	26
9. 繰入金		755,460
	1. 一般会計繰入金	598,712
	2. 基金繰入金	156,748
11. 諸収入		22,156
	1. 延滞金加算金及び過料	10,000
	2. 市預金利子	26
	3. 療養費等指定公費返還金	130
	4. 雑入	12,000
歳入合計		7,356,300

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		134,135
	1. 総務管理費	108,352
	2. 徴税費	25,331

	3. 運営協議会費	452
2. 保険給付費		5,361,833
	1. 療養諸費	4,581,572
	2. 高額療養費	751,000
	3. 出産育児諸費	25,511
	4. 葬祭諸費	3,300
	5. 移送費	150
	6. 傷病手当諸費	300
3. 国民健康保険事業費納付金		1,751,441
	1. 医療給付費分	1,171,218
	2. 後期高齢者支援金等分	426,136
	3. 介護納付金分	154,087
8. 保健事業費		93,137
	1. 特定健康診査等事業費	68,558
	2. 保健事業費	24,579
9. 基金積立金		26
	1. 基金積立金	26
10. 公債費		161
	1. 公債費	161
11. 諸支出金		15,067
	1. 償還金及び還付加算金	12,500
	2. 繰出金	2,437
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	130
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
共同事業拠出金		0
	共同事業拠出金	0
歳 出 合 計		7,356,300

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務	令和7年度から 令和8年度まで	9,700 千円

令和6年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

令和6年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。
（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		96,191
	1. 外来収入	92,123
	2. その他検査等収入	4,068
2. 使用料及び手数料		10,903
	1. 使用料	216
	2. 手数料	10,687
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		10,585
	1. 基金繰入金	9,736
	2. 特別会計繰入金	250
	3. 一般会計繰入金	599
6. 諸収入		20
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	19

歳入合計		117,700
(歳出) (単位：千円)		
款	項	本年度予算額
1. 総務費		59,681
	1. 施設管理費	59,442
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		57,512
	1. 医業費	57,512
3. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
4. 公債費		6
	1. 公債費	6
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		117,700

令和6年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

令和6年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、370,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位：千円)		
款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		19,898
	1. 使用料	19,898
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳入合計		19,900

(歳出) (単位：千円)		
款	項	本年度予算額

1. 駐車場費		19,338
	1. 駐車場費	19,338
2. 公債費		462
	1. 公債費	462
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		19,900

令和6年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

令和6年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,068,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,355,616
	1. 介護保険料	1,355,616
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,612,872
	1. 国庫負担金	1,168,472
	2. 国庫補助金	444,400
4. 支払基金交付金		1,809,181
	1. 支払基金交付金	1,809,181
5. 県支出金		986,238
	1. 県負担金	929,977
	2. 県補助金	56,261
6. 財産収入		16
	1. 財産運用収入	16
7. 繰入金		1,240,064
	1. 一般会計繰入金	1,129,464
	2. 基金繰入金	110,600

9. 諸収入		64,701
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	6
	3. 雑入	64,685
歳入合計		7,068,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		141,568
	1. 総務管理費	98,885
	2. 徴収費	5,137
	3. 介護認定審査会費	37,245
	4. 介護保険運営協議会費	301
2. 保険給付費		6,456,770
	1. 給付諸費	6,456,770
3. 地域支援事業費		421,994
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	266,959
	2. 包括的支援事業・任意事業費	155,035
4. 介護サービス事業費		46,018
	1. 居宅介護支援事業費	46,018
5. 基金積立金		616
	1. 基金積立金	616
6. 公債費		184
	1. 公債費	184
7. 諸支出金		1,550
	1. 償還金及び還付加算金	1,550
歳出合計		7,068,700

令和6年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和6年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,213,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,0

00千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		858,282
	1. 後期高齢者医療保険料	858,282
2. 使用料及び手数料		100
	2. 手数料	100
3. 繰入金		351,041
	1. 一般会計繰入金	351,041
5. 諸収入		3,577
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	3,326
	3. 延滞金加算金及び過料	250
歳 入 合 計		1,213,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		42,860
	1. 総務管理費	38,934
	2. 徴収費	3,926
2. 後期高齢者医療広域 連合負担金		1,167,040
	1. 後期高齢者医療広域 連合負担金	1,167,040
5. 諸支出金		3,000
	1. 償還金及び還付加算金	3,000
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
保険事業費		0
	保険事業費	0
公債費		0
	公債費	0
歳 出 合 計		1,213,000

令和6年度大和高田市休日診療所特別会計予算

令和6年度大和高田市の休日診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		45,077
	1. 外来収入	45,077
2. 分担金及び負担金		20,556
	2. 負担金	20,556
3. 使用料及び手数料		100
	2. 手数料	100
4. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
5. 繰入金		30,765
	1. 一般会計繰入金	24,765
	2. 基金繰入金	6,000
6. 諸収入		1
	1. 市預金利子	1
市債		0
	市債	0
歳入合計		96,500

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		79,077
	1. 施設管理費	79,077
2. 医業費		13,823
	1. 医業費	13,823
3. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
4. 公債費		92
	1. 公債費	92

5. 諸支出金		3,007
	1. 繰出金	3,007
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		96,500

令和6年度大和高田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	6,717,000m ³
(うち県営水道からの受水量)	6,717,000m ³
(2) 一日平均配水量	18,403m ³
(3) 平均給水件数	31,424件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水管布設、布設替及び移設工事	317,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	1,808,190千円
第1項	営業収益	1,695,861千円
第2項	営業外収益	112,254千円
第3項	特別利益	75千円

支 出

第1款	水道事業費用	1,729,782千円
第1項	営業費用	1,674,082千円
第2項	営業外費用	52,700千円
第3項	特別損失	1,000千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額296,381千円は過年度分損益勘定留保資金 243,655千円、当年度分損益勘定留保資金 52,726千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	200,400千円
第1項	企業債	60,000千円
第3項	負担金	140,400千円

支 出

第1款	資本的支出	496,781千円
第1項	建設改良費	380,909千円
第2項	企業債償還金	113,872千円
第6項	予備費	2,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業債	60,000 千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 149,104千円
- (2) 交 際 費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,705千円と定める。

令和6年度大和高田市下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和6年度大和高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）水洗化戸数	14,300 戸
（2）年間総排水量	2,897,058m ³
（3）主要な建設改良事業 管路建設費等	966,710 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（1）収益的収入

第1款 下水道事業収益	1,476,110 千円
第1項 営業収益	432,091 千円
第2項 営業外収益	1,044,019 千円

（2）収益的支出

第1款 下水道事業費用	1,434,190 千円
第1項 営業費用	1,264,374 千円
第2項 営業外費用	169,366 千円
第3項 特別損失	250 千円
第4項 予備費	200 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 424,216 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 41,527 千円、当年度損益勘定留保資金 382,689 千円で補てんするものとする）。

（1）資本的収入

第1款 資本的収入	1,573,960 千円
第1項 企業債	1,186,980 千円
第4項 他会計補助金	170,480 千円
第6項 国庫補助金	216,500 千円

（2）資本的支出

第1款 資本的支出	1,998,176 千円
第1項 建設改良費	966,710 千円
第2項 固定資産購入費	1,024 千円
第3項 企業債償還金	1,030,242 千円
第7項 予備費	200 千円

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

下水道事業債	749,400 千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他については、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	437,580 千円			
計	1,186,980 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 70,128 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 638,892 千円である。

令和6年度大和高田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		320 床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	99,280 人
	外来患者数	198,774 人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	272 人

	外来患者数	818 人
（４）主要な建設改良事業	設備改良費	1 千円
	固定資産購入費	409,966 千円

（収益的收入及び支出）

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	9,282,429 千円
第1項 医業収益	8,750,900 千円
第2項 医業外収益	526,527 千円
第3項 特別利益	5,002 千円

支 出

第1款 病院事業費用	9,282,263 千円
第1項 医業費用	9,033,500 千円
第2項 医業外費用	240,061 千円
第3項 特別損失	7,702 千円
第4項 予備費	1,000 千円

（資本的收入及び支出）

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入が資本的支出額に対し不足する額611,850千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,270千円、過年度分損益勘定留保資金123,575千円、当年度分損益勘定留保資金242,291千円、減債積立金取り崩し額208,714千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的收入	510,003 千円
第1項 企業債	400,000 千円
第2項 補助金	1 千円
第3項 負担金	110,000 千円
第4項 固定資産売却代	1 千円
第5項 寄附金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,121,853 千円
第1項 建設改良費	409,969 千円
第2項 企業債償還金	711,384 千円
第3項 予備費	500 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

駐車場用地借上料（礒野北町13番1）	令和7年度から 令和8年度まで	8,756 千円
駐車場用地借上料（礒野北町32番）	令和7年度から 令和8年度まで	3,056 千円
駐車場用地借上料（礒野北町12番）	令和7年度から 令和8年度まで	7,710 千円
医療機器各種保守業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	456 千円 に消費税及び地方 消費税を加算した 額
医療機器各種保守業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	13,410 千円 に消費税及び地方 消費税を加算した 額
医療機器各種保守業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	72,000 千円 に消費税及び地方 消費税を加算した 額
滅菌業務等委託	令和7年度から 令和9年度まで	67,687 千円 に消費税及び地方 消費税を加算した 額

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	400,000 千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円に定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 収益的支出における各項間の流用
- 2 資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|--------------|
| 1 職員給与費 | 5,314,667 千円 |
| 2 交際費 | 400 千円 |

（他会計からの補助金）

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は540,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,154,602千円と定める。

令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度大和高田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,784,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		110,300	4,300	114,600
	1. 地方揮発油譲与税	26,700	△200	26,500
	2. 自動車重量譲与税	76,700	4,500	81,200
3. 利子割交付金		4,000	△1,000	3,000
	1. 利子割交付金	4,000	△1,000	3,000
4. 配当割交付金		99,000	△9,000	90,000
	1. 配当割交付金	99,000	△9,000	90,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		64,000	34,000	98,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	64,000	34,000	98,000

6. 法人事業税交付金		65,000	6,000	71,000
	1. 法人事業税交付金	65,000	6,000	71,000
7. 地方消費税交付金		1,390,000	△60,000	1,330,000
	1. 地方消費税交付金	1,390,000	△60,000	1,330,000
8. 自動車取得税交付金		0	2,561	2,561
	1. 自動車取得税交付金	0	2,561	2,561
9. 環境性能割交付金		11,000	7,000	18,000
	1. 環境性能割交付金	11,000	7,000	18,000
10. 地方特例交付金		55,000	1,272	56,272
	1. 地方特例交付金	55,000	1,272	56,272
11. 地方交付税		8,160,000	447,349	8,607,349
	1. 地方交付税	8,160,000	447,349	8,607,349
15. 国庫支出金		7,612,764	△7,081	7,605,683
	1. 国庫負担金	4,540,943	△6,886	4,534,057
	2. 国庫補助金	3,044,226	△2,395	3,041,831
	3. 国庫委託金	27,595	2,200	202,200
16. 県支出金		1,960,696	39,931	2,000,627
	1. 県負担金	1,486,481	25,075	1,511,556
	2. 県補助金	360,374	14,856	375,230
18. 寄附金		200,000	2,200	202,200
	1. 寄附金	200,000	2,200	202,200
19. 繰入金		1,238,975	△291,377	947,598
	1. 基金繰入金	1,230,553	△290,827	939,726
	2. 特別会計繰入金	8,422	△550	7,872
21. 諸収入		265,628	1,745	267,373
	4. 雑入	251,038	1,745	252,783
22. 市債		2,576,400	△22,800	2,553,600
	1. 市債	2,576,400	△22,800	2,553,600
補正されなかった科目に係る額		7,816,537	0	7,816,537
歳入合計		31,629,300	155,100	31,784,400

「第8款 自動車取得税交付金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,216,833	49,168	3,266,001
	1. 総務管理費	2,654,813	46,498	2,701,311
	2. 徴税費	298,746	470	299,216
	3. 戸籍住民基本台帳費	125,501	2,200	127,701
3. 民生費		13,767,706	60,437	13,828,143
	1. 社会福祉費	6,866,012	14,497	6,880,509
	2. 児童福祉費	4,190,153	△36,800	4,153,353
	3. 生活保護費	2,711,237	82,740	2,793,977
4. 衛生費		6,694,674	135,163	6,829,837
	1. 保健衛生費	2,654,320	43,474	2,697,794
	2. 清掃費	4,040,354	91,689	4,132,043
8. 土木費		1,920,023	△46,221	1,873,802
	2. 道路橋りょう費	209,981	△34,404	175,577
	4. 都市計画費	1,111,086	△11,817	1,099,269
10. 教育費		2,450,348	△43,447	2,406,901
	2. 小学校費	283,832	△28,904	254,928
	3. 中学校費	184,815	△11,387	173,428
	5. 幼稚園費	320,878	△1,018	319,860
	6. 社会教育費	253,672	△600	253,072
	7. 保健体育費	525,430	△1,538	523,892
補正されなかった科目に係る額		3,579,716	0	3,579,716
歳 出 合 計		31,629,300	155,100	31,784,400

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	交通安全対策費	交通安全対策事業	40,000
	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム等改修業務	8,844
民生費	児童福祉費	大和高田市民間保育所等施設整備費補助金	339,732
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,907
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	600
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	4,000
		橋りょう補修設計業務	15,000
	河川費	東中2丁目雨水貯留施設整備事業	163,152
	都市計画費	大和高田当麻線街路事業	25,300

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 27,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 20,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
一般廃棄物処理事業（ごみ処理施設）	1,719,100	〃	〃	〃	1,750,300	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	27,600	〃	〃	〃	17,900	〃	〃	〃
道路整備事業	53,100	〃	〃	〃	43,100	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	39,000	〃	〃	〃	34,600	〃	〃	〃
臨時財政対策債	132,800	〃	〃	〃	110,000	〃	〃	〃

令和5年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,151千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,718,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,171,132	6,769	1,177,901
	1. 国民健康保険税	1,171,132	6,769	1,177,901
3. 国庫支出金		0	206	206
	2. 国庫補助金	0	206	206
6. 県支出金		5,688,864	△396	5,688,468
	3. 県負担金・補助金	5,688,864	△396	5,688,468
9. 繰入金		775,879	△18,730	757,149
	1. 一般会計繰入金	622,700	9,248	631,948
	2. 基金繰入金	153,179	△27,978	125,201
補正されなかった科目に係る額		94,676	0	94,676
歳入合計		7,730,551	△12,151	7,718,400

「第3款 国庫支出金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		127,235	110	127,345
	1. 総務管理費	102,871	110	102,981
2. 保険給付費		5,375,139	△9,900	5,365,239
	3. 出産育児諸費	29,413	△9,900	19,513
3. 国民健康保険事業費納付金		2,049,812	△2,361	2,047,451
	1. 医療給付費分	1,348,705	△1,524	1,347,181
	2. 後期高齢者支援金等分	513,709	△556	513,153

	3. 介護納付金分	187,398	△281	187,117
補正されなかった科目に係る額		178,365	0	178,365
歳 出 合 計		7,730,551	△12,151	7,718,400

令和5年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 保険料		1,322,489	△13,417	1,309,072
	1. 介護保険料	1,322,489	△13,417	1,309,072
3. 国庫支出金		1,694,529	13,417	1,707,946
	2. 国庫補助金	470,643	13,417	484,060
補正されなかった科目に係る額		4,489,808	0	4,489,808
歳 入 合 計		7,506,826	0	7,506,826

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		6,763,975	0	6,763,975
	1. 給付諸費	6,763,975	0	6,763,975
補正されなかった科目に係る額		742,851	0	742,851
歳 出 合 計		7,506,826	0	7,506,826

令和5年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,694千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		34,942	1,903	36,845
	1. 外来収入	34,942	1,903	36,845
5. 繰入金		31,497	△209	31,288
	2. 基金繰入金	4,404	△209	4,195
補正されなかった科目に係る額		49,967	0	49,967
歳入合計		116,406	1,694	118,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		76,775	341	77,116
	1. 施設管理費	76,775	341	77,116
2. 医業費		13,406	1,903	15,309
	1. 医業費	13,406	1,903	15,309
5. 諸支出金		6,235	△550	5,685
	1. 繰出金	6,235	△550	5,685
補正されなかった科目に係る額		19,990	0	19,990
歳出合計		116,406	1,694	118,100

令和5年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病院事業収益	9,095,665 千円	135,100 千円	9,230,765 千円
第1項	医業収益	8,590,246 千円	△22,053 千円	8,568,193 千円
第2項	医業外収益	500,417 千円	157,153 千円	657,570 千円
支 出				
第1款	病院事業費用	9,095,274 千円	93,696 千円	9,188,970 千円
第1項	医業費用	8,837,124 千円	77,678 千円	8,914,802 千円
第2項	医業外費用	219,024 千円	16,018 千円	235,042 千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
1. 職 員 給 与 費	4,984,563 千円	16,018 千円	5,000,581 千円

第4条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「540,000 千円」を「585,100 千円」に改める。

第5条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「1,212,277 千円」を「1,244,617 千円」に改める。

告示第26号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和6年3月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和6年6月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和5年12月1日から令和5年12月31日までの間

告示第27号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

（1）施設の名称

大和高田市総合福祉会館

（2）施設の所在地

大和高田市大字池田418番地1

2 指定管理者となる団体

（1）団体の名称

社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

（2）団体の所在地

大和高田市大字池田418番地1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合福祉会館条例（平成17年条例第36号）第17条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

告示第28号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和6年3月22日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

（1）施設の名称

大和高田市高田温泉さくら荘

（2）施設の所在地

大和高田市大字池田447番地

2 指定管理者となる団体

（1）団体の名称

社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

（2）団体の所在地

大和高田市大字池田418番地1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）第14条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

告示第29号

令和6年3月29日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和6年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

記

議第42号 令和6年度大和高田市一般会計予算

告示第30号

令和5年度介護保険料第5期～第8期督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

様式第4号（第8条関係）

（表）

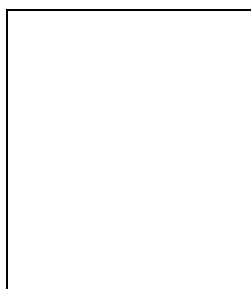
大和高田市意思疎通支援者証

第 号

年 月 日

大和高田市意志疎通支援者証

（手話通訳者・要約筆記者）



次の者は、大和高田市の意思疎通支援者
であることを証明する。

氏 名

発行者 （住所）
（代表者名）

印

有効期限

年 月 日

（裏）

注 意

- 1 この証は、業務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 4 この証は、登録から削除されたときは、直ちに返還しなければならない。

様式第5号（第8条関係）

（表）

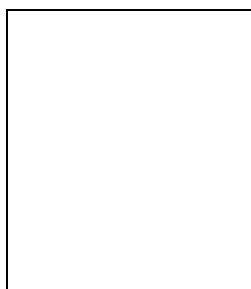
大和高田市専任意思疎通支援者証

第 号

年 月 日

大和高田市意志疎通支援者証

（手話通訳者・要約筆記者）



次の者は、大和高田市の専任意思疎通支援者
であることを証明する。

氏 名

発行者 （住所）
（代表者名）

印

有効期限

年 月 日

（裏）

注 意

- 1 この証は、業務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 4 この証は、登録から削除されたときは、直ちに返還しなければならない。

様式第6号中「
殿」を「大和高田市長 宛」に改め、「印」を
削り、
「 先に交付された支援者証について、紛失等したので大和高田市意思疎通支援事業実施要綱第8条
の規定により、次のとおり届け出ます。
なお、支援者証の再交付を申請します。
」を
「 先に交付された支援者証について、紛失等したので大和高田市意思疎通支援事業実施要綱第8条
の規定により、次のとおり届け出ます。
なお、支援者証の再交付を申請します。
」に
改める。
様式第7号中「
殿」を「大和高田市長 宛」に改め、「印」を
削る。
様式第8号中「
殿」を「大和高田市長 宛」に改める。
様式第9号中「印」を「大和高田市長 印」に改める。
様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第14条関係）

意思疎通支援者等派遣却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣については、次の理由により派遣できませんので、通知します。

意思疎通支援者を 派遣できない理由	
----------------------	--

様式第11号中「印」を「大和高田市長 印」に改める。
様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第17条関係）

意思疎通支援者等派遣業務報告書（兼報酬請求書）

年 月 日

大和高田市長 宛

意思疎通支援者等氏名

印

次のとおり報告し、報酬を請求します。

申 請 者			
活 動 日 時 ・ 時 間 数	年 月 日 () (待ち合せ) 時 分 から (業務終了) 時 分 まで [合計時間数: 時間 分]		
活 動 場 所			
内 容			
交通費 片道2km以上	徒歩・自転車・自動車 片道 () km × 2 往復 ()		
	(鉄道) ~ ~	(往復) 円	
	(バス) ~ ~	(往復) 円	
	合 計		(往復) 円
報 告 ・ 所 感			
連 絡 事 項			

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の規定は、施行の日以後に行われた派遣について適用し、同日前に行われた派遣については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の大和高田市意思疎通支援事業実施要綱第8条の規定により交付されている大和高田市意思疎通支援者証及び大和高田市専任意思疎通支援者証は、改正後の大和高田市意思疎通支援事業実施要綱第8条の規定により交付された大和高田市意思疎通支援者証及び大和高田市専任意思疎通支援者証とみなす。

告示第32号

大和高田市支援調整会議設置要綱及び大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市支援調整会議設置要綱及び大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

(大和高田市支援調整会議設置要綱の一部改正)

第1条 大和高田市支援調整会議設置要綱(平成27年告示第53号)の一部を次のように改正する。

別表中「収納対策室課長」を「収納対策課長」に、

「 住宅課長

大和高田市立病院医事課長

水道総務課長

大和高田市教育委員会事務局教育部教育総務課長

大和高田市教育委員会事務局教育部学校教育課長

大和高田市教育委員会事務局教育部教育支援課長

大和高田市教育委員会事務局教育部生涯学習課長」を

「住宅課長

大和高田市立病院医事課長

水道総務課長

大和高田市教育委員会事務局教育部教育総務課長

大和高田市教育委員会事務局教育部学校教育課長

大和高田市教育委員会事務局教育部教育支援課長

大和高田市教育委員会事務局教育部生涯学習課長」に改める。

(大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱（令和4年告示第47号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「大和高田市収納対策室」を「大和高田市収納対策課」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受託者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
南都ディーシーカード株式会社	奈良県生駒市東生駒一丁目67番地7
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-2-3
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S. ビルN棟2階

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者に歳入を代理納付させる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、指定公金事務取扱者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17条の3の規定により告示する。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号

2 委託した公金事務に係る歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

告示第35号

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱（平成25年告示第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「平成26年25経営第3702号農林水産事務次官依命通知」を「平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知」に改める。

第7条第2項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第3の4の（1）アからウまでに該当する場合を除く。

第7条第2項第1号ア及びイを削り、同項第2号イ中「。以下「経営改善基本要綱」という。」を削り、同条第6項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」を「基盤強化法」に、「農業経営基盤強化促進法第14条の4の第1項」を「基盤強化法第14条の4第1項」に改め、同条第8項中「第5の4（1）の①」を「第6の4の（1）の①」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第36号

令和6年3月臨時議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和6年度大和高田市一般会計予算

令和6年度大和高田市一般会計予算

令和6年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,079,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,585,000
	1. 市民税	2,975,000
	2. 固定資産税	2,670,000
	3. 軽自動車税	181,000
	4. たばこ税	370,000
	5. 都市計画税	389,000
2. 地方譲与税		119,998
	1. 地方揮発油譲与税	26,389
	2. 自動車重量譲与税	85,109
	6. 森林環境譲与税	8,500
3. 利子割交付金		3,000
	1. 利子割交付金	3,000
4. 配当割交付金		86,000
	1. 配当割交付金	86,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		91,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	91,000
6. 法人事業税交付金		73,000
	1. 法人事業税交付金	73,000
7. 地方消費税交付金		1,265,000
	1. 地方消費税交付金	1,265,000
9. 環境性能割交付金		19,000
	1. 環境性能割交付金	19,000
10. 地方特例交付金		276,000
	1. 地方特例交付金	276,000

11. 地方交付税		8,480,000
	1. 地方交付税	8,480,000
12. 交通安全対策特別交付金		6,000
	1. 交通安全対策特別交付金	6,000
13. 分担金及び負担金		268,556
	1. 分担金	4,250
	2. 負担金	264,306
14. 使用料及び手数料		698,649
	1. 使用料	425,887
	2. 手数料	272,762
15. 国庫支出金		5,645,778
	1. 国庫負担金	4,618,301
	2. 国庫補助金	1,001,633
	3. 国庫委託金	25,844
16. 県支出金		1,991,114
	1. 県負担金	1,456,585
	2. 県補助金	436,504
	3. 県委託金	98,025
17. 財産収入		21,157
	1. 財産運用収入	21,155
	2. 財産売却収入	2
18. 寄附金		200,000
	1. 寄附金	200,000
19. 繰入金		1,352,569
	1. 基金繰入金	1,347,375
	2. 特別会計繰入金	5,194
21. 諸収入		270,779
	1. 延滞金加算金及び過料	14,000
	2. 市預金利子	100
	3. 貸付金元利収入	521
	4. 雑入	256,158
22. 市債		5,626,400
	1. 市債	5,626,400
歳入合計		33,079,000

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 議会費		231,981

	1. 議会費	231,981
2. 総務費		3,249,125
	1. 総務管理費	2,760,360
	2. 徴税費	295,358
	3. 戸籍住民基本台帳費	132,236
	4. 選挙費	22,281
	5. 統計調査費	14,584
	6. 監査委員費	24,306
3. 民生費		13,246,684
	1. 社会福祉費	6,449,687
	2. 児童福祉費	4,067,917
	3. 生活保護費	2,728,776
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		8,899,923
	1. 保健衛生費	1,329,682
	2. 清掃費	7,570,241
5. 労働費		21,732
	1. 労働諸費	21,732
6. 農林水産業費		105,865
	1. 農業費	105,865
7. 商工費		101,085
	1. 商工費	101,085
8. 土木費		1,777,785
	1. 土木管理費	141,028
	2. 道路橋りょう費	178,002
	3. 河川費	344,890
	4. 都市計画費	937,500
	5. 住宅費	176,365
9. 消防費		936,001
	1. 消防費	936,001
10. 教育費		2,513,524
	1. 教育総務費	516,999
	2. 小学校費	276,147
	3. 中学校費	178,506
	4. 高等学校費	420,081
	5. 幼稚園費	347,647
	6. 社会教育費	255,885

	7. 保健体育費	518,259
11. 災害復旧費		3
	1. 公共土木施設災害復旧費	3
12. 公債費		1,975,292
	1. 公債費	1,975,292
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		33,079,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関等からの融資に対する債務保証	令和6年度から事業費借入金償還期間満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する大和高田当麻線街路事業用地取得事業	令和6年度から事業満了まで	大和高田市土地開発公社が令和6年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
地方自治体基幹業務システム標準化構築・導入業務	令和7年度	235,973 千円
大和高田市路線価算定業務	令和7年度から令和8年度まで	19,798 千円
地域福祉計画等作成業務	令和7年度	4,833 千円
外国人講師派遣業務（保育所・認定こども園）	令和6年度から令和9年度まで	10,011 千円
元気はつらつ大和高田21計画策定業務	令和7年度	3,500 千円
可燃ごみ運搬大型運転手派遣業務	令和6年度から令和9年度まで	61,710 千円
指定ごみ袋等配送業務	令和7年度	1,253 千円
循環型社会形成推進地域計画策定業務	令和6年度から令和7年度まで	5,929 千円
じん芥収集車（2tダンプ車）の購入に係る経費	令和6年度から令和9年度まで	25,740 千円

事 項	期 間	限 度 額
高田千本桜に伴う周辺道路等警備業務	令和7年度	1時間当たり2,200円と消費税等に相当する額に業務に要した時間数を乗じて得た額
市営住宅等における家屋明渡等請求事件に係る訴訟又は即決和解に関する業務	事件解決年度	当該事件に関する実費額及び委任弁護士の報酬基準による報酬金の額
市営住宅等における家屋明渡執行等申立事件に係る強制執行に関する業務	事件解決年度	当該事件に関する実費額及び委任弁護士の報酬基準による報酬金の額
内水ハザードマップ作成業務	令和6年度から令和7年度まで	49,093 千円
小学校・幼稚園給食調理業務（4ヶ所）	令和7年度から令和9年度まで	170,615 千円
学校施設再配置基本方針策定支援業務	令和7年度	8,766 千円
外国人講師派遣業務（学校施設・幼稚園）	令和6年度から令和9年度まで	60,873 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民交流センター整備事業	千円 1,900	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
借換債 (土地開発公社用地取得事業)	65,700	〃	〃	〃
市営斎場整備事業	93,200	〃	〃	〃
一般廃棄物処理事業 (ごみ処理施設)	5,096,200	〃	〃	〃
道路新設改良事業	2,700	〃	〃	〃
側溝新設改良事業	2,600	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	31,600	〃	〃	〃
道路整備事業	27,700	〃	〃	〃
河川改良事業	153,600	〃	〃	〃
大和高田当麻線 街路事業	33,000	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 営 住 宅 整 備 事 業	千円 23,200	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0 以内 (ただし、利 率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。
防 災 対 策 事 業	25,000	〃	〃	〃
高 等 学 校 整 備 事 業	10,300	〃	〃	〃
臨 時 財 政 対 策 債	59,700	〃	〃	〃
計	5,626,400			

告示第37号

大和高田市産後ケア事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第17条の2第1項の規定により、産後において支援を必要とする女子及び乳児に対し、同項に規定する産後ケア事業を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の確保を図り、もって子育て支援の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 母子 出産後1年を経過しない女子及び乳児をいう。

(2) ショートステイ型（宿泊型）事業 法第17条の2第1項第1号の規定により、母子を宿泊させ、次に掲げる支援を実施するものをいう。

ア 母子の心身の状態に応じた保健指導又は栄養指導

イ 療養に伴う世話又は育児に関する指導若しくは相談

ウ 適切な授乳が実施できるための指導

エ 母子の入浴又は沐浴

オ 食事の提供

(3) デイサービス型（通所型）事業 法第17条の2第1項第2号の規定により、母子を通わせ、前号アからエまでに掲げる支援を実施するものをいう。

(4) アウトリーチ型（訪問型）事業 法第17条の2第1項第3号の規定により、母子の居宅を訪問し、第1号アからウまでに掲げる支援を実施するものをいう。

(5) 事業 前3号に掲げる産後ケア事業をいう。

（対象者）

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する母子であつて、産後において心身に関する支援を必要とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 母子のいずれかが感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症に罹患し、又はその疑いがあるとき。

(2) 母子に入院加療の必要があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、市長が特に必要と認めるときは、次に掲げる者を対象者とすることができる。

(1) 出産後1年未満の母親の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親

(3) その他市長が必要と認める者

（事業の委託）

第4条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所（以下「病院等」という。）又は母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「施行規則」という。）第7条の2若しくは第7条の3に規定する施設であつて次の各号のいずれにも該当するものを運営する事業者（以下「事業者」という。）に限り、事業の一部又は全部を委託することができる。

(1) 施行規則第7条の4に規定する産後ケア事業の実施基準に適合していること。

(2) 母子の健康に配慮した食事の提供ができること（アウトリーチ型（訪問型）事業を除く。）。

(3) 入浴施設及び沐浴指導施設を有すること（アウトリーチ型（訪問型）事業を除く。）。

(4) 事業実施における事故に備え、賠償責任保険に加入していること。

(5) 市と緊密な連携及び調整を行うことができること。

2 市長は、前項の委託に当たって、事業者が前項各号のいずれにも該当する施設を運営する事業者であることを証する書類の提出を求めることができる。

（利用期間）

第5条 第2条に規定する事業の利用期間は、対象者が出産した日（ただし、妊娠22週から妊娠36週6日までの間に出産した子は、当該子の出産予定日）から起算して1年を経過した日の前日ま

での期間とする。

（利用回数等）

第6条 事業の利用回数の上限は、対象者1人につき、7回以内（ショートステイ型（宿泊型）事業においては、1泊を2回として換算し、デイサービス型（通所型）事業においては、利用時間の区分にかかわらず、1回として換算する。）とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 事業の実施日及び休業日は、市長が別に定める。

（申請）

第7条 事業の利用を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ大和高田市産後ケア事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、利用を申請することができる期間は、妊娠した日から7月を経過した日から産後1年を経過した日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、口頭による申請を行うことができる。この場合において、申請者は、事業の利用開始後速やかに申請書を市長に提出しなければならない。

3 申請者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者若しくはその者と同一の世帯（以下「生活保護世帯」という。）に属する者である場合又は当該年度（4月及び6月に利用する場合は前年度）の市民税が非課税である者若しくはその者と同一の世帯（以下「非課税世帯」という。）に属する者である場合は、そのことを証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条の規定により利用者が生活保護世帯若しくは非課税世帯に属する者であることが確認できるとき、又は、生活保護世帯若しくは非課税世帯に属する者であることを証する書類を提出しないことにつきやむを得ない事情が認められるときは、この限りでない。

（利用の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは、事業の利用の適否を審査し、大和高田市産後ケア事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、大和高田市産後ケア事業利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、病院等が作成した診療情報提供書又はこれに代わる書面等を第1項第1号又は第2号の規定による利用の適否の判断に用いることができる。

（変更等）

第9条 利用者は、利用決定された事項を変更し、又は利用を中止する（以下「変更等を行う」という。）場合は、市長に大和高田市産後ケア事業利用変更等申請書（様式第4号。以下「利用変更等申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、変更等を行う申請を口頭により行うことができる。この場合において、利用者は、後日速やかに前項の利用変更等申請書を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく申請書の提出があったときは、変更等を行うことの適否を審査し、大和高田市産後ケア事業利用変更等決定（却下）通知書（様式第5号）により速やかに利用者へ通知するものとする。

（利用の取消し又は中止）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項に基づく利用決定を取り消し、又はその事業の利用を中止させることができる。

- (1) 第3条に規定する対象者の要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 天災その他不可抗力により事業の利用が困難であるとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により本事業の利用の決定を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が本事業の利用に支障があると認めるとき。
- (利用の方法)

第11条 第4条第1項の規定により市長が事業を委託する場合において事業を利用しようとするときは、利用者は、市長を経由して、又は直接事業者に連絡し、事業を利用する日（以下「利用日」という。）を調整し、予約を行うものとする。

2 第4条第1項の規定により市長が事業を委託する場合において事業を利用しようとするときは、利用者は、利用日に利用券を事業者に対して提出しなければならない。

3 利用者は、第1項の規定により予約した利用日において事業を利用しないときは、当該利用日の2日前の日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の17時までに事業者に連絡しなければならない。

4 事業者は、前項に規定する期日まで連絡をしなかった利用者に対して、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、次条の規定により当該事業に要する費用の一部（以下「利用者負担金」という。）を請求することができる。

(利用者負担金)

第12条 利用者は、別表の事業区分及び世帯区分に応じて利用者負担金の欄に定める額を負担する。この場合において、利用に係る乳児が多胎児であるときは、別表の事業区分及び世帯区分に応じて多胎加算の欄に定める額に、当該乳児の人数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額を、利用者負担金の額とする。

(利用券の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、利用券を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

(報告及び調査)

第14条 市長は、事業者に対し、事業の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

事業区分	世帯区分	利用者負担金		多胎加算
ショートステイ型 (宿泊型) 事業	課税世帯	1泊	4,000円	2,000円
	非課税世帯 生活保護世帯		2,000円	1,000円
デイサービス型 (通所型) 事業	課税世帯	8時間	2,000円	1,000円
	非課税世帯 生活保護世帯		1,000円	500円

	課税世帯	6 時間	1, 5 0 0 円	8 0 0 円
	非課税世帯 生活保護世帯		7 5 0 円	4 0 0 円
	課税世帯	4 時間	1, 0 0 0 円	6 0 0 円
	非課税世帯 生活保護世帯		5 0 0 円	3 0 0 円
	課税世帯	2 時間	5 0 0 円	2 0 0 円
	非課税世帯 生活保護世帯		2 5 0 円	1 0 0 円
アウトリーチ型 (訪問型) 事業	課税世帯	1 回	1, 0 0 0 円	5 0 0 円
	非課税世帯 生活保護世帯		5 0 0 円	2 5 0 円

様式第1号(第7条関係)

大和高田市長 宛

大和高田市産後ケア事業利用申請書

大和高田市産後ケア事業実施要綱第7条の規定により事業の利用を次のとおり申請します。

申請者 (利用者)	申請日	年 月 日 (☐ 事業開始前 ☐ 事業開始後)		
	氏名	ふりがな		
	住所	大和高田市		
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	電話番号	本人		
		緊急連絡先	(氏名 続柄)	
	乳児 (1人目)	氏名	(男・女 第 子)	
		生年月日	年 月 日 (ャ月)	
		出産時の状況	週数	週
			体重	g
			異常	有・無 有りの場合 ()
	乳児 (2人目)	氏名	(男・女 第 子)	
		生年月日	年 月 日 (ャ月)	
		出産時の状況	週数	週
体重			g	
異常			有・無 有りの場合 ()	
世帯区分	☐ 課税世帯 ☐ 非課税世帯 ☐ 生活保護世帯			
母子以外の世帯構成 (配偶者など)	氏名	年齢	続柄	備考
申請理由	☐ 育児で困っていること又は不安なことがあるため ☐ 休息をとりたいため ☐ その他()			
利用を申請するにあたり、次に掲げる事項を遵守し、又は同意します。 1 世帯区分を確認するために必要な範囲内で住民基本台帳及び課税台帳等関係公募を閲覧し、申請者に必要な資料の提出を求めること。 2 事業に必要な範囲内で大和高田市が利用施設に対して個人情報を提供し、又は利用施設が大和高田市に対して個人情報を提供すること。 3 事業の利用時に、利用施設に対して要綱で定められた利用者負担金を支払うこと。 4 事業の利用中に体調不良等の理由で利用を中止する場合においても、利用者負担金を全額支払うこと。 5 利用日の前々日(土日祝日を除く。)を過ぎて利用日の変更又は利用を中止した場合においても、利用者負担金を全額支払うこと。 6 事業の利用中に入院加療が必要と認められた場合、利用施設での対応が困難であれば、別の医療機関の受診勧奨を行う場合があること。				
年 月 日 申請者(利用者)氏名				

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

大和高田市産後ケア事業利用決定（却下）通知書

大和高田市長

年 月 日付けで申込みのありました産後ケア事業の利用について、下記のとおり
[決定・却下] しましたので、通知いたします。

記

利用者氏名 (却下した者の氏名)	
利用決定の理由 (却下の理由)	
世帯区分	☐ 課税世帯 ☐ 非課税世帯 ☐ 生活保護世帯
利用者負担金（上限）	ショートステイ型(宿泊型)事業 1泊あたり 円 デイサービス型(通所型)事業 1回あたり 円 アウトリーチ型(訪問型)事業 1回あたり 円 ☐ 多胎加算あり
利用期間（上限）	
利用回数（上限）	

交付された利用券を紛失し、再交付を希望する場合は速やかに本市までご連絡ください。

様式第3号(第8条関係)

大和高田市産後ケア事業利用券（ 回分）

大和高田市長

産後ケア事業を利用する場合は、この利用券を施設の方にお渡しください。

利用者氏名	
利用期間（上限）	
世帯区分	☐ 課税世帯 ☐ 非課税世帯 ☐ 生活保護世帯
利用日	年 月 日（ ）
事業の種類	☐ ショートステイ型（宿泊型）事業 ☐ デイサービス型（通所型）事業 ☐ アウトリーチ型（訪問型）事業
事業者確認 （担当者署名又は押印）	

（利用者の方へ）

この利用券を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはなりません。もし、不正に利用券を使用した場合は、刑事上の責任を問われるおそれがあります。

（事業者の方へ）

利用者より利用券を受領し、利用者氏名から事業の種類まで予約内容と一致するかを確認した上で、事業者確認欄に署名し、又は押印してください。利用終了後は月末に送付する報告書に利用券を同封し、送付してください。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

大和高田市産後ケア事業利用変更等申請書

年 月 日付けで通知のありました大和高田市産後ケア事業の利用について、下記のとおり変更等を申請します。

記

申請者	氏名		
	住所	大和高田市	
	電話番号		
	続柄	☐ 配偶者 ☐ 父母又は祖父母 ☐ 兄弟又は姉妹	
	※申請者が利用者本人である場合は記入不要		
利用者	氏名	(母)	(子)
	生年月日	(母)	(子)
変更等の内容	☐ 変更 ☐ 中止		
	変更前	変更後	

様式第5号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

大和高田市産後ケア事業利用変更等決定（却下）通知書

大和高田市長

年 月 日付けで申請のありました産後ケア事業の利用変更等について、下記のとおり決定（却下）しましたので、通知いたします。

記

利用者氏名	
決定の理由 (却下の理由)	

告示第38号

大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、市長が予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）を行うにあたり、法第28条の規定により定期予防接種を受けた者又はその保護者（以下「被接種者等」という。）から実費の一部（以下「自己負担金」という。）を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる定期予防接種)

第2条 市長が自己負担金を徴収する定期予防接種の種類及び自己負担金の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する定期予防接種の対象者は、本市に住所を有する者であって別表に掲げる定期予防

接種の種類につき、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に規定する市長が予防接種を行う対象者であるものとする。

（自己負担金の免除）

第3条 市長は、法第28条ただし書の規定により、被接種者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自己負担金を免除することができる。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者
 - （2） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援を受ける世帯に属する者
 - （3） 大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の規定により次条第1項に規定する免除の申請を行う年度分（当該年度分の市民税が賦課以前のときにあつては前年度分）の市民税が非課税となった世帯に属する者
 - （4） 災害その他特別の事由により市長が必要と認める者
- （免除の申請）

第4条 自己負担金の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、定期予防接種を受ける前に大和高田市定期予防接種自己負担金免除証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、免除することが適当であると認めたときは大和高田市定期予防接種自己負担金免除証（様式第2号）により、免除することが適当でないと認めたときは大和高田市定期予防接種自己負担金免除不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（自己負担金の返還）

第5条 市長は、自己負担金を納付した被接種者等が定期予防接種を受けなかった場合において、定期予防接種を受けなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、納付した自己負担金を返還することができる。

（不正利得の返還）

第6条 市長は、被接種者等が偽りその他の不正な手段により、定期予防接種を受け、又は第5条に規定する自己負担金の返還を受けたと認めるときは、予防接種費用又は返還した自己負担金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（大和高田市高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱及び大和高田市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- （1） 大和高田市高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱（平成25年告示第99号）
- （2） 大和高田市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱（平成26年告示第108号）

別表（第2条関係）

定期予防接種の種類	自己負担金の額
-----------	---------

インフルエンザ	1, 3 0 0 円
肺炎球菌感染症（高齢者に係るものに限る。）	2, 0 0 0 円

様式第1号（第4条関係）

（表）

申請日 年 月 日

大和高田市長 宛

大和高田市定期予防接種自己負担金免除証交付申請書

大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。なお、申請に係る審査に際して、職員が課税状況及び生活保護受給の有無を確認する為に関係公簿を閲覧することに同意します。

申請者	氏名		
	連絡先電話番号		
	被接種者との続柄	同一世帯以外の方が申請する場合は裏面「委任状」に記載が必要	
	被接種者本人は、 <u>予防接種を受けることに同意していますか。</u> なお、「いいえ」の場合には定期予防接種の対象にはなりません。		☐ はい ☐ いいえ
	3人以上の被接種者に係る免除の申請が必要であり、申請者が作成する「被接種者名簿」での申請を希望しますか。希望する場合は以下の被接種者欄①②の記入は不要です。詳しくは裏面をご覧ください。		☐ はい ☐ いいえ

被接種者①	氏名	☐ 申請者と同じ	
	住所	大和高田市	
	生年月日	年 月 日（満 歳）	
	連絡先電話番号	☐ 申請者と同じ	
	予防接種の種類	☐ 高齢者インフルエンザ（ ☐ 高齢者肺炎球菌（ ☐ 新型コロナウイルス感染症（	
	接種医療機関	☐ 市内 ☐ 市外	市外医療機関での接種を希望される場合は、「 <u>高齢者予防接種承認書交付申請書</u> 」の提出も必要になります。
	免除区分	☐ 生活保護世帯 ☐ 市民税非課税世帯 ☐ その他（ ）	

被接種者②	氏名		
	住所	大和高田市	
	生年月日	年 月 日（満 歳）	
	連絡先電話番号		
	予防接種の種類	☐ 高齢者インフルエンザ（ ☐ 高齢者肺炎球菌（ ☐ 新型コロナウイルス感染症（	
	接種医療機関	☐ 市内 ☐ 市外	市外医療機関での接種を希望される場合は、「 <u>高齢者予防接種承認書交付申請書</u> 」の提出も必要になります。
	免除区分	☐ 生活保護世帯 ☐ 市民税非課税世帯 ☐ その他（ ）	

(裏)

委任状

大和高田市長 宛

委任者（被接種者①）氏名 _____ 印 （自署）
 委任者（被接種者②）氏名 _____ 印 （自署）

私は、以下の者を代理人と定め、大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱に基づく自己負担金の免除の申請にかかる権限を委任します。

代理人（受任者） 氏名 _____
 委任者（被接種者①）との関係（続柄） _____
 委任者（被接種者②）との関係（続柄） _____

なお、代理人による申請の場合は、「①代理人の本人確認書類」と「②委任者（被接種者）の本人確認書類（コピー可）」が必要です。

「被接種者名簿」での申請を希望する方へ

3人以上の被接種者に係る免除の申請が必要である場合は、申請者が以下の必要記載事項を記載した「被接種者名簿」と「委任状」を提出する事で申請が可能です。

被接種者名簿必要記載事項	委任状必要記載事項
被接種者の氏名、住所、生年月日、連絡先電話番号、予防接種の種類（第2条に規定する定期予防接種に限る。）、接種医療機関及び免除区分	委任者（被接種者）の氏名（記名押印あり）、代理人（受任者）の氏名、委任者（被接種者）との関係（続柄）及び委任者（被接種者）が代理人（受任者）に自己負担金の免除の申請にかかる権限を委任する旨の文言

様式第2号（第4条関係）

免除証番号 (年度)

大和高田市定期予防接種自己負担金免除証

接種時に市内委託医療機関へ提出してください。

定期予防 接種の種類	
接種期間	年 月 日から 年 月 日まで (有効期限は接種期間の末日です)
免除者氏名	
生年月日	年 月 日

上記の者を定期予防接種の自己負担金の免除対象者であることを証明する。

年 月 日

大和高田市長

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市定期予防接種自己負担金免除不承認決定通知書

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請がありました大和高田市定期予防接種自己負担金の免除について、下記のとおり不承認とすることを決定しましたので通知します。

記

不承認とした理由	
----------	--

告示第39号

大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、骨髄移植、抹消血幹細胞移植、さい帯血移植、化学療法その他の医療行為（以下「骨髄移植等」という。）により、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき実施した定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）による疾病に対する免疫の効果が低下し、又は消失したため、再度の予防接種（以下「再接種」という。）が必要になった者（以下「再接種者」という。）に対して、その者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生及びまん延を予防するため、当該再接種に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この告示により、助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する再接種者又はその保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。）とする。

- (1) 再接種を受ける日において、本市に住所を有する者であって、20歳未満であるもの
- (2) 骨髄移植等により、骨髄移植等を行う前に接種を受けた定期予防接種による疾病に対する免疫の効果が低下し、又は消失したため、再接種が必要であると医師に判断された者
- (3) 前号の骨髄移植等を行う前に接種を受けた定期予防接種について、予防接種実施規則（昭

和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）の規定に適合する接種回数及び接種間隔で接種を受けた者

（対象となる予防接種）

第3条 助成の対象となる予防接種は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであること。
- （2） 実施規則に規定する定期予防接種の実施方法により実施されたものであること。
- （3） 骨髄移植等による再接種の必要性が生じる前に定期予防接種として接種したものであること。
- （4） 令和6年4月1日以降に接種されたものであること。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、再接種に要した経費とし、本市が定期予防接種を医療機関に委託して実施する場合における予防接種委託料の単価を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、助成の対象としない。

- （1） 骨髄移植等により疾病に対する免疫の効果が低下し、又は消失した事実を確認するために実施する検査に要する経費
- （2） 第6条第1項第1号に規定する医師意見書作成に要する経費
- （3） 第1号の検査、前号の医師意見書作成又は再接種者が医療機関を受診する際の交通費

（助成回数）

第5条 補助の対象となる予防接種は、それぞれ実施規則に規定される接種回数を上限とする。ただし、上限とする接種回数に達した後に、予防接種による疾病に対する免疫の効果が低下し、又は消失したため、再び予防接種が必要であると医師に判断された場合はこの限りでない。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付に関する医師意見書（様式第2号）
- （2） 母子健康手帳（骨髄移植等の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴を確認できるものに限る。）又は当該履歴が確認できるものの写し
- （3） 予防接種予診票（再接種に使用し、接種医、保護者の署名その他の必要事項が記載されたものに限る。）の原本又は原本の写し
- （4） 再接種費用に係る領収書若しくは証明書の原本又は原本の写し（ただし、被接種者氏名、接種日、接種ワクチンの種類、接種金額、接種医療機関が記載されたものに限る。）
- （5） 申請者（申請を代理により行う場合は、申請者及び本人）の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類の写し
- （6） 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、市長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、再接種した日から起算して1年以内に行わなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付）

第8条 市長は、前条の規定による交付の決定を受けた者に対して、大和高田市骨髓移植等による予防接種再接種費用助成金交付申請書兼請求書による請求により、助成金を交付するものとする。

（取消し等）

第9条 市長は、第2条又は第3条各号に掲げる要件に該当しないこと又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが明らかになった者に対して、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（表）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

再接種者との続柄（ ）

続柄が法定代理人（親権者等）以外の場合は裏面の
委任状が必要。

大和高田市骨髓移植等による予防接種再接種費用助成金交付申請書兼請求書

大和高田市骨髓移植等による予防接種再接種費用助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。なお、申請に係る審査に際して、市が医療機関に対して、予防接種の内容を照会することに同意します。また、記入に際して、裏面の注意事項を確認している旨を申し添えます。

記

再接種者	フリガナ			
	氏名		性別 男・女	
	住所 大和高田市			
	生年月日 年 月 日（ 歳 か月）			
接種医療機関				
予防接種名	接種年月日	接種費用① （医療機関に支払った額）	市記入欄（記入しないでください）	
			補助上限額② （委託料単価）	助成金の額 （①と②で少ない額）
	年 月 日	円	円	円
	年 月 日	円	円	円
	年 月 日	円	円	円
	年 月 日	円	円	円
	年 月 日	円	円	円
	年 月 日	円	円	円
	年 月 日	円	円	円
	年 月 日	円	円	円
	年 月 日	円	円	円
			交付決定額（総額） 円	

（裏）

助成金の交付が決定したときは、大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）に記載された交付決定額を請求しますので、以下の口座に振り込んでください。

振込先は次のとおり指定します。

金融機関名	支店名	口座の種別	
銀行 農協 信金 ゆうちょ銀行	本店 支店 出張所	口座の種別	普 通 ・ 当 座 ・ そ の 他 ()
	店番（ゆうちょは記 名又は店名）	口座番号	
		口座名義人	フリガナ

委任状

大和高田市長 宛

委任者（再接種者）氏名 _____ 印 （自署）
住所 _____

私は、下記の者を代理人と定め、大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金支援交付要綱に基づく助成金の申請その他助成金の交付手続及び助成金の受領にかかる権限を委任します。

代理人（受任者）氏名 _____
委任者との関係（続柄） _____

注意事項

- ・ 再接種は、予防接種法に規定する定期予防接種には該当しない任意接種です。万が一予防接種による健康被害が発生した場合は、予防接種健康被害救済制度（予防接種法）ではなく、医薬品副作用被害救済制度（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法）が適用されます。
- ・ 助成金の対象となるのは、接種済みの定期予防接種の再接種に係る費用のみです。任意接種は対象とはなりません。対象となる定期予防接種であるかわからない場合は事前に大和高田市までお問い合わせください。

様式第2号（第6条関係）

（表）

年 月 日

大和高田市長 宛

（意見者）医療機関名称

所在地

電話番号

医師名

印

大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付に関する医師意見書

骨髄移植等により、接種済みの定期予防接種による疾病に対する免疫の効果が低下し、又は消失したため、予防接種の再接種が必要であると判断し、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

再接種者	フリガナ	
	氏名	性別 男・女
	住所 大和高田市	
	生年月日	年 月 日（ 歳 か月）
再接種する予防接種の種類		

(裏)		
再接種が必要であると判断した理由 (☑を記入する)	疾病の名称	
	医療行為の種別	☐ 骨髄移植 ☐ 抹消血幹細胞移植 ☐ さい帯血移植 ☐ 化学療法 ☐ その他の医療行為 ()
	治療の経過及び期間	
	GVHDの有無	☐ 有 ☐ 無
	免疫抑制剤の使用状況	
	その他特記事項	
	☐ 記載を省略する（医療機関又は医師が作成した資料を添付する。）	

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市骨髄移植等による予防接種再接種費用助成金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

決定区分	交付 ・ 不交付
交付申請額	金 円
交付決定額	金 円
不交付決定の理由	

告示第40号

大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、がん患者であってがん治療の影響による外見上の悩みを軽減するために補整具を使用するものに対して、その購入に要する経費の一部を助成することにより、がん患者の心理的又は経済的な負担を軽減することを目的とする大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助

成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 医療用ウィッグ がん治療に伴う脱毛に対応するための全頭用のかつら（当該かつら装着のためのネットを含む。）をいう。
- （2） 乳房補整具 外科手術による乳房の形の変化に対応するための補整パッド又は人工乳房（当該補整パッド又は人工乳房を固定する補整下着を含む。）をいう。
- （3） 補整具 医療用ウィッグ及び乳房補整具をいう。

（助成対象者）

第3条 この告示により、助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 第6条の規定による申請の日において市内に住所を有する者
- （2） 医師によりがんと診断され、その治療を受けた者又は現に受けている者
- （3） がん治療の影響による外見上の悩みを軽減するために補整具を購入した者
- （4） 前号に規定する補整具の購入について、他の地方公共団体から助成を受けていない者

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 医療用ウィッグ 医療用ウィッグの購入に係る費用。ただし、第2条第1号のネットの購入費用については、同号のかつらと同時に購入した場合に限る。
- （2） 乳房補整具 乳房補整具の購入に係る費用。ただし、第2条第2号の補正下着の購入費用については、補正パッド又は人工乳房と同時に購入した場合に限る。

2 前項に規定する補助対象経費は、消費税額及び地方消費税額を含むものとし、購入のために要する交通費、送料、代金決済手数料等の諸費用及び付属品等の購入費用については対象としない。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療用ウィッグ又は乳房補整具に係る助成金は、第3条の規定による助成対象者1人につき、それぞれ2万円を限度とする。

3 助成金の交付回数は、助成対象者1人につき、医療用ウィッグにあつては1回とし、乳房補正具にあつては左右それぞれにつき1回とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補整具を購入したことを証明する書類
- （2） がん治療を受けたこと又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類
- （3） 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補整具を購入した日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を

決定し、大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付）

第8条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者に対して、大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書による請求により、助成金を交付するものとする。

（取消し等）

第9条 市長は、第3条各号に掲げる要件に該当しないこと又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが明らかになった者に対して、その決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この告示は、令和5年4月1日以後に補整具を購入した者について適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

助成対象者との続柄（ ）

続柄が法定代理人（親権者等）以外の場合は、裏面の委任状が必要です。

大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書

大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。なお、申請に係る審査に際して、医療機関及び補整具の購入先に対して、治療内容及び購入内容を照会することに同意します。

記

助成対象者	フリガナ 氏名		
	住所		
	生年月日 年 月 日（ 歳）		
助成対象経費	補整具の種類	医療用ウィッグ （装着のためネットを含む。）	乳房補整具 （補整下着を含む）
	購入年月日	年 月 日	年 月 日
	購入費用（税込）	円	円
	申請額	円	円
交付申請額 （申請額の合計を記入）	円（補整具の種類毎に2万円が上限）		
添付書類	☐ 補整具を購入したことを証明する書類（領収書等） ☐ がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類（診療明細書等） ☐ 市長が必要と認める書類（ ）		

(裏)

助成金の交付が決定したときは、大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）に記載された交付決定額を請求しますので、以下の口座に振り込んでください。

振込先は次のとおり指定します。

金融機関名	支店名	口座の種別	
銀行	本店	口座の種別	普通 当座 その他（ ）
	支店	口座番号	
農協	出張所	口座名義人	フリガナ
信金	店番（ゆうちょは記名又は店名）		
ゆうちょ銀行			

委任状

大和高田市長 宛

委任者（助成対象者）氏名 _____ 印 （自署）

住所 _____

私は、下記の者を代理人と定め、大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱に基づく助成金の申請その他助成金の交付手続及び助成金の受領にかかる権限を委任します。

代理人（受任者）氏名 _____

委任者との関係（続柄） _____

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市がん患者アピアランスケア支援事業助成金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

決定区分	交付 ・ 不交付
交付申請額	金 円
交付決定額	金 円
不交付決定の理由	

告示第41号

大和高田市生活支援体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市生活支援体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市生活支援体制整備事業実施要綱（平成28年告示第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（事業の実施）

第2条 市長は、事業の実施に当たって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67の規定により市が適当と認めた者に対し、その全部又は一部を委託することができる。
第3条第2号を次のように改める。

（2） 地域の実情に応じた高齢者の日常生活上の支援体制に係る協議の場の設定及び調整

第4条第2項中「のうちから市長が委嘱する」を「がこれを担うものとする」に改める。

第4条第3項を削る。

第5条の見出し中「協議会の設置」を「協議事項」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第3条第2号の協議は、おおむね次に掲げる事項に関するものとする。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を削り、第10条を第7条とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

告示第42号

大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示

（大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部改正）

第1条 大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成21年告示第43号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業の実施場所）

第3条 事業は、次の表の実施形態の欄及び事業の欄に掲げる区分に応じて、右欄に定める実施場所において実施するものとする。

実施形態	事業	実施場所
ひろば型	つどいの広場	大和高田市旭北町4番34号 大和高田市児童館内
	親と子のすこやか広場	大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター親と子のすこやか広場内
センター型	子育て支援センター	大和高田市池田418番地の1 大和高田市総合福祉会館内

第4条の見出しを「（事業の実施日及び実施時間）」に改め、同条第1項中「施設の開設日及び開設時間」を「事業の実施日及び実施時間」に改め、同項の表中「施設」を「事業」に、「開設日」を「実施日」に、「開設時間」を「実施時間」に改め、同表つどいの広場の項の次に次のように加える。

親と子のすこやか広場	月曜日から日曜日まで。ただし、大和高田市市民交流センター条例施行規則（平	午前9時から午後6時まで
------------	--------------------------------------	--------------

成28年規則第21号)第2条に規定する休館日に該当するときは、実施しない。

第4条第1項の表子育て支援センターの項中「開設しない」を「実施しない」に、「午後4時30分」を「午後3時30分」に改め、同条第2項中「開設日」を「つどいの広場及び子育て支援センターの実施日」に、「施設を開設しない」を「当該事業を実施しない」に改め、同条第3項中「開設日を変更し、開設日でない日に開設し、又は開設日に開設しない」を「実施日を変更し、実施日でない日に実施し、又は実施日に実施しない」に改める。

第5条中「職員の配置は、次に掲げるとおりとする」を「市長は、次の各号に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定める者をそれぞれ2人以上の専任の職員を当該事業に配置するものとする」に改め、同条第1号中「つどいの広場」の次に「及び親と子のすこやか広場」を加え、「専任の者を2人以上（非常勤でも可）配置する。」を「もの」に改め、同条第2号中「専任の者を2人以上（非常勤でも可）配置する。」を「もの」に改める。

第6条中「市内に居住するおおむね3歳未満の児童及びその保護者とする」を「市内に居住する者であって、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める者とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) つどいの広場及び子育て支援センター おおむね3歳未満の児童及びその保護者
- (2) 親と子のすこやか広場 就学前の児童及びその保護者

第7条第2項中「においては、子育てサークル等の育成、援助等の地域支援活動を」を「にあつては子育てサークル等の育成、援助等の地域支援活動を、親と子のすこやか広場にあつては大和高田市市民交流センター条例施行規則第37条に掲げる事項を、それぞれ事業として」に改める。

第8条中「施設は」を「市長は」に改める。

第10条第3号中「施設で」を「事業が実施される施設において」に改める。

第2条 大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を次のように改正する。

第3条中

「

実施形態	事業	実施場所
ひろば型	つどいの広場	大和高田市旭北町4番34号 大和高田市児童館内
	親と子のすこやか広場	大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター親と子のすこやか広場内

」を

「

実施形態	事業	実施場所
ひろば型	親と子のすこやか広場	大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター親と子のすこやか広場内

」に

改める。

第4条第1項つどいの広場の項を削り、同条第2項中「つどいの広場及び」を削る。

第5条第1号及び第6条第1号中「つどいの広場及び」を削る。

附 則

この告示中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和6年10月1日から施行する。

告示第43号

大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれがあり、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空家等について、その所有者が行う空家等の除却に要する費用の一部に対して、予算の範囲内において老朽空家等除却工事補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業（以下「老朽空家等除却工事補助金事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2） 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。

（補助対象空家等）

第3条 老朽空家等除却工事補助金事業による補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1） 次のいずれかに該当すること。
 - ア 1年以上居住その他の使用がなされていないこと。
 - イ 外観その他の状況から居住その他の使用がなされていないことが常態であることが明らかであること。
- （2） 不良住宅に該当すること。
- （3） 本市の区域内に存すること。

（補助対象者）

第4条 老朽空家等除却工事補助金事業による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等の除却をする者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1） 補助対象空家等の建物を除却する権原を有すること。
- （2） 補助対象空家等の建物の全部若しくは一部の除却又は修繕について、法第14条第3項又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条若しくは第10条その他の法令の規定により命じられていないこと。
- （3） 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に掲げる暴力団関係者ではないこと。
- （4） 国、地方公共団体その他の団体からこの告示に基づく助成と同種の助成を受けていないこと。

（補助対象費用）

第5条 老朽空家等除却工事補助金事業による補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象空家等の建築物の全部の除却に係る費用（消費税及び地方消費税並びに当該除却に伴い空家等の敷地内の物の搬出、処分等に要した費用を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 老朽空家等除却支援事業による補助金の額は、補助対象費用の2分の1の額とし、その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。ただし、当該額が30万円を超える場合にあっては、補助金の額は30万円とする。

（補助対象承認）

第7条 老朽空家等除却工事補助金事業による補助金の交付を受けようとする者は、大和高田市老朽空家等除却工事補助金対象承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、申請をするものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る空家等について必要な調査を行い、大和高田市老朽空家等除却工事補助金対象承認決定通知書（様式第2号）により、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を不適当と認めたときは、大和高田市老朽空家等除却工事補助金対象不承認決定通知書（様式第3号）より、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請及び交付決定）

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた補助対象者は、補助対象空家等の除却が完了したときは、前条第2項の規定による補助対象承認の日の属する年度の12月末日までに、大和高田市老朽空家等除却工事完了届兼補助金交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に届け出るとともに、補助金の交付の申請をするものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、補助金を交付するかどうかを決定し、大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした補助対象者にその結果を通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた補助対象者は、当該補助金の交付を請求するときは、大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付請求書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、前項の規定により交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき又はこの告示の規定に違反したと認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

2 市長は前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を求めるものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話

大和高田市老朽空家等除却工事補助金対象承認申請書

大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、老朽空家等除却工事補助金事業に係る補助対象承認を申請します。

記

空家等の所在地	住居表示	大和高田市
	地番	大和高田市
空家等の構造	木造・S造・RC造・SRC造・その他（ ）	
建築年月日	年 月 日	
空家となった時期	年 月 日 から（ 年 か月間）	

以下の事項について相違ないか確認し、「□」欄に「✓」を記入の上、署名してください。

- ☐ 私は、市が行う調査について、市職員が当該空家等の敷地及び建築物内立ち入ることを承諾します。
- ☐ 私は、暴力団関係者ではありません。
- ☐ 私は、国、地方公共団体その他の団体からこの要綱に基づく助成と同種の補助金を受けていません。

（補助金対象空家等が共有である場合）

- ☐ 私は、助成対象空家等を除却することについて、他の共有者の承諾を得ています。

所有者氏名 _____

備考

- 1 老朽空家等除却工事補助金の交付を受けるには、事前調査判定を受けた後、申請手続が必要となります。
- 2 工事の着工は、補助金の交付決定後に行ってください。
- 3 調査の結果、老朽空家等と判定された場合は、補助金交付の有無にかかわらず行政指導の対象となります。

添付書類	必要書類	確認欄
	位置図	
	写真（空家等の全景及び危険性がわかるもの）	
	電気、水道又はガスの使用中止日がわかるもの （書類名： ）	
	建物登記等 （除却の権限を有することを確認することができる書類）	
	除却工事に係る工事見積書	

市確認欄（以下は記入しないでください。）

受付番号：

聴取内容	申込者： 連絡先：	
調査状況		
現地調査		
空家等	[該当 ・ 非該当] ※水道、ガス、電気の使用中止日に係る書類がある場合、使用中止日 [年 月 日]	
補助対象空家等	☐ 不良住宅該当 ☐ 対象外	
除却権原	[有 ・ 無] 区分① [登記名義人・ 相続人 ・ その他 ()] 区分② [単独所有 ・ 共有]	
補助金見込額	① 総除却費（税抜）	円
	② 対象外費用（税抜）	円
	③ 補助交付承認額 ※（①－②）の2分の1の額かつ30万円以内	円 ※千円未満端数切捨

【確認結果】： 承認 ・ 非承認 【確認日】： 年 月 日（担当）：

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市老朽空家等除却工事補助金対象承認決定通知書

年 月 日付けで申請があった大和高田市老朽空家等除却工事補助金事業に係る補助金について承認することに決定したので、下記のとおり通知します。

記

空家等の所在地（地番）

大和高田市

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市老朽空家等除却工事補助金対象不承認決定通知書

年 月 日付けで申請があった大和高田市老朽空家等除却工事補助金事業に係る補助金について不承認することに決定したので、下記のとおり通知します。

記

空家等の所在地（地番）	大和高田市
-------------	-------

(不承認の理由)

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所

氏 名

電 話

大和高田市老朽空家等除却工事完了届兼補助金交付申請書

大和高田市老朽空家等除却工事補助金対象承認決定通知書により承認を受けた補助対象空家等の除却について、除却が完了したので、大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出るとともに、大和高田市老朽空家等除却工事補助金の交付の申請をします。

記

空家等の所在地	住居表示	大和高田市
	地番	大和高田市

除却着手日	年 月 日
除却完了日	年 月 日
① 除却費用総額	円（税抜）
② 残地物撤去費用等	円（税抜）
③ 申請金額	※ (①－②) の2分の1の額かつ30万円以内
	円

添付書類	必要書類	確認欄
	工事請負契約書	
	工程表	
	除却完了後写真	
	領収書	

市処理欄（以下は記入しないでください。）

{総除却費用〔 円（税抜）〕－残地物処分費用他〔 円（税抜）〕}×1/2
＝補助金額（千円未満切捨）〔 円〕

様式第5号（第8条関係）

年 月 日
様

大和高田市長 印

大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった大和高田市老朽空家等除却工事補助金事業に係る補助金について交付することに決定したので、下記のとおり通知します。

記

空家等の所在地（地番）	大和高田市
補助金確定額	円

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話

印

大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付請求書

老朽空家等除却工事補助金の交付を請求します。

記

空家等の所在地（地番）	大和高田市
補助金交付請求額	円

（振込先）

金融機関名・支店名	
口座種別・口座番号	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	

様式第7号（第10条関係）

様

年 月 日

大和高田市長

印

大和高田市老朽空家等除却工事補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定を行った大和高田市老朽空家等除却工事補助金事業に係る補助金交付決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

空家等の所在地（地番）	大和高田市
-------------	-------

（取り消した理由）

告示第44号

大和高田市指定地域密着型サービス事業者の記録の整備に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定地域密着型サービス事業者の記録の整備に関する要綱を廃止する告示
大和高田市指定地域密着型サービス事業者の記録の整備に関する要綱（平成25年告示第27号）
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

公告第14号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定により、令和5年度大和高田市職員（社会人経験者）採用試験の実施を次のとおり公告します。

令和6年3月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員採用試験は市民の方から納めていただいた貴重な税金を使って実施されます。申込みにより試験の準備を行いますので、必ず受験するようにしてください。

【受付期間】 令和6年3月1日（金）から令和6年3月14日（木）午後5時まで

1. 試験概要

＜募集内容及び受験資格＞

いずれの職種も 令和6年2月末時点で、受験職種の職務経験が3年以上ある人を募集します。

職 種		募集人数	受 験 資 格	
番号	名 称		年 齢	学 歴 ・ 資 格 等
①	情報処理職	2人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による高等学校以上の学校を卒業し、かつ、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「基本情報技術者試験」を合格した人
②	土木職	6人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた人	次の（1）又は（2）の要件を満たす人 （1）学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人で、2級以上の土木施工管理技士の資格を有する人 （2）学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの土木専門課程を卒業した人
③	電気職	1人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた人	次の（1）又は（2）の要件を満たす人 （1）学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人で、第3種以上の電気主任技術者の資格又は2級以上の電気工事施工管理技士の資格を有する人 （2）学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの電気専門課程を卒業した人
④	社会福祉士	3人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた人	社会福祉士の資格を有する人
⑤	保育士・幼稚園教諭	4人程度	昭和48年4月2日以降に生まれた人	幼稚園教諭免許及び保育士資格を有し、保育士登録済みの人

⑥	保健師	1人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた人	保健師免許を有する人
⑦	一般事務職 (障がい者対象)	1人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

（受験資格等に関する注意事項）

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人で、高度専門士の称号を取得した人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人で、専門士の称号を取得した人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※4 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、認定こども園等に配属する予定です。
- ※5 「職務経験年数」とは、民間企業等又は公務員等において正社員（正職員）として、同一事業所に1週あたり38時間45分以上かつ12月以上継続勤務していた期間のことをいいます。
- ① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。
- ② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。
- ※6 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- （2）大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- （3）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- （4）その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する人
- （5）日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている人

【障がいへの配慮について】

受験や採用後の職務遂行にあたり配慮を希望する人は、配慮希望申出書を提出してください。

受験時に配慮を希望する人は、3月14日（木）午後5時までに必ず人事課に電話でご連絡いただき、配慮希望申出書を提出してください。期日までにお電話がない場合は受験時の対応はできません。使用する器具等は各自で持参してください。

なお、内容によっては試験の実施や公務への支障等により、配慮できない場合もあります。

2. 受験手続・申込

「奈良県電子自治体共同運営システム」 e 古都ならを利用してインターネットより申込みをしてください。

（1）受付期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月14日（木）午後5時までの受信分

（2）申込方法

<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>から接続するか、大和高田市ホームページの「令和5年度大

和高田市職員（社会人経験者）採用試験案内」のページにあるリンクから「e 古都なら」に接続し、利用規約等をご理解の上、画面の指示に従い、申込みをしてください。利用者登録の有無は問いません。

申込完了後しばらくすると「申込完了通知メール」が届きます。届かない場合は大和高田市職員採用試験委員会までご連絡ください。「申込完了通知メール」には、整理番号とパスワードが記載されていますので、大切に保管してください。

＊システムの動作環境については、システムページの「ご利用方法」を参照してください。

＊apply. e-tumo. jpのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

＊受付期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた申込みの遅延等による申込期間の延長は認めません。

余裕をもって申込みをしてください。

（３）受験票及び第１次試験の通知

申込期間終了後、WEB申込時に登録されたアドレスに、受験票及び第１次試験についての案内を送信します。３月１８日（月）になっても確認ができない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。受験番号は、第１次試験までに提出書類に必ず記入してください。

（４）必要書類提出方法

職員採用試験に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

以下の書類を、第１次試験当日に会場で提出してください。

職種番号・職種	提出書類
①情報処理職	・大和高田市職員採用試験申込書
②土木職	・学歴及び職歴 ＜追加用＞ ※追加する場合のみ
③電気職	・受験票
④社会福祉士	・返信用定型封筒１通（長形３号：２３．５cm×１２cm）
⑤保育士・幼稚園教諭	→８４円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、氏名、氏名の後に様を記入してください。
⑥保健師	・職務経歴書
⑦一般事務（障がい者対象）	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し（⑦一般事務（障がい者対象）の方）
	・配慮希望申出書（障がい者で配慮が必要な方）

（注意事項）

- ・提出書類は、受験者本人がボールペン等で記入してください（鉛筆、消せるボールペンは不可）。
- ・大和高田市職員採用試験申込書及び受験票には、申込前６ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼ってください。
- ・提出書類を試験当日に持参されない場合は、失格としますので、十分注意してください。
- ・提出書類に不備がないか確認の上、提出してください。

（よくある例）

- ・申込書に職種の番号・名称が記載されていない。
- ・提出書類に受験番号が記載されていない。
- ・受験資格に必要な資格の取得が記載されていない。
- ・返信用封筒に不備がある。（宛名が記載されていない。切手が貼られていない。）

２．試験日時・科目・会場等

	第1次試験	第2次試験（予定）	第3次試験（予定）
試験日・会場	・日時 令和6年3月24日（日） 午前9時30分から ・会場 大和高田市内 （詳細は受験者に通知）	・日時 4月下旬 ・会場 大和高田市内 （詳細は合格者に通知）	・日時 5月下旬 ・会場 大和高田市内 （詳細は合格者に通知）
試験内容	教養試験 【全職種】 専門試験 【②土木職、③電気職、⑤保育士・幼稚園教諭】	職場適応性検査・個人面接 【全職種】 実技試験 【⑤保育士・幼稚園教諭】	個人面接 【全職種】
合否発表	4月上旬（予定）	5月上旬	6月上旬以降

※第1次試験の専門試験を受験する人につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。

※合否にかかわらず、本人に結果通知します。本市ホームページでも確認できます。

※試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

※職場適応性検査（WEB受検）について

＜受検方法＞

- ・受検案内メールを受信（第1次試験合格者に配信）
受検案内メールはWEB申込の際に登録されたアドレスに送信します。受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適性検査のログインIDとパスワードを取得します。
- ・cbt-s.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。
- ・通信障害等による受検期間の延長は行いません。
- ・第1次試験合否発表から2日経っても受検案内メールが届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。

※最終試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ・最終学校卒業証明書 【全職種】
- ・受験資格が確認できる資格証明書若しくは免許証の写し
【①情報処理職、②土木職、③電気職、④社会福祉士、⑤保育士・幼稚園教諭、⑥保健師】
- ・職務経験年数を証明する在職証明書 【全職種】

4. 採用の時期

- （1）最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ・採用予定者 令和6年7月1日付けで採用します。
 - ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。
- （2）採用候補者名簿の有効期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までです。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
------	--------	------	------------

第1次試験 第2次試験 第3次試験	不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所 人事課
-------------------------	-----------------	--------------	---------------------------------

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 給与・勤務条件等

(1) 給与

給料月額は、一般職の給与等に関する条例に基づき支給し、経験年数により加算されます。

参考例（大卒後の正社員職務経験年数）

経験年数3年：給料月額214,400円

経験年数5年：給料月額226,800円

※令和5年4月1日現在の給料月額を基準とし、条例等の改正があれば変更となる場合があります。

※前職の職務内容等により同じ経験年数であっても給料月額が増減する場合があります。

※他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。また、同目的により職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

(2) 勤務時間及び休暇

- ・勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分で、休日は土曜日、日曜日、祝日です。ただし、職種や配属先により異なる場合があります。
- ・休暇には年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、忌引休暇等）、病気休暇、介護休暇等があります。

(3) 福利厚生

共済組合の組合員及び互助会の会員となり、医療給付や保健事業（健康診断、人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成等）、貯金事業、貸付事業、互助会給付（結婚祝金、出産祝金、入学祝金等）が受けられます。

(4) 教育制度

毎年研修及び派遣研修の年間計画を作成し、職員自らの目標に応じた学習目標を構築し、明確な目的と自主性をもって研修に参加できるようにしています。

- ・大和高田市主催研修：新規採用職員フォロー研修、契約実務研修、新任係長・新任課長研修等
- ・奈良県市町村研修センター：新規採用職員研修、階層別研修、法制執務研修等
- ・他にも市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研修所などが主催する専門的な研修があります。

7. 注意事項

- ・受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又はWEB検査で受験生本人以外が受検していた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。
- ・使用されるパソコン等のデバイスや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- ・棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、それ以降の試験は受験できず、失格となります。
- ・職種にかかわらず、採用後は他の業務に従事する場合があります。

- ・ 受験中に住所や連絡先等が変更になった場合は、必ず大和高田市職員採用試験委員会にご連絡ください。
- ・ 自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

＜試験についての問い合わせ先＞

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

電話 0745-22-1101

公告第15号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月11日

大和高田市長 堀内 大造

公告第16号

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和6年3月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和6年4月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 契約期間	令和6年4月15日から令和6年4月30日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 （4）（1）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措

	置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式） ③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） ※⑤について、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。 ※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和6年3月11日（月）から令和6年3月15日（金）まで。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時 までを除きます。 （6）受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （1）郵送日 令和6年3月18日（月） （2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 （3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。 （1）受付期限 令和6年3月21日（木） 午後5時まで （2）質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033 （3）回答方法及び期日 回答は、令和6年3月22日（金）午後5時までとし、FAXに

	より、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和6年3月27日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育総務課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和6年3月28日（木）午後2時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
15 契約保証金	免除します。
16 契約方法	入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第17号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和6年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立病院 自動釣銭機購入
2 納入場所	大和高田市立病院 医事課
3 納入期限	令和6年6月30日
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 令和6年度大和高田市 物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（事務機器）」もしくは「諸機器（その他機器）」の登録を有する者又は令和6年度大和高田市立病院 物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「その他（その他病院でのみ取扱い物品）」の登録を有する者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能） (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書 ② 暴力団排除に関する誓約書 (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和6年3月19日（火）から令和6年3月28日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市礪野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課（持参の場合、病院の受付窓口にて医事課医事グループ（情報システム担当）に訪問したい旨申し出て下さい。）

7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 令和6年3月29日（金） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)等の配布	入札説明書(仕様書)等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。本件入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp） 【問い合わせ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課 医事グループ（情報システム担当） TEL 0745-53-2901 FAX 0745-53-2908
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 令和6年4月1日（月） 午後5時まで (2) 質疑の送付先（FAX） FAX 0745-53-2908 大和高田市立病院 医事課 医事グループ（情報システム担当） (3) 回答方法及び期日 回答は、令和6年4月4日（木）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者すべてに行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和6年4月8日（月）。この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 医事課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きの金額で記載すること。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日 時 令和6年4月9日（火）16時 (2) 場 所 大和高田市立病院 第3研究室（西館2階）
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
16 契約保証金	免除します。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠します。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同条第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 施行者の名称
大和高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画公園事業5・5・9号大和高田市総合公園
- 3 変更後の事業施行期間
昭和61年2月25日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
大和高田市大字出、大字曾大根及び大字西坊城地内
- 5 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

公告第19号**入 札 公 告**

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第1号
- (2) 修繕名 高田・菅原小学校キュービクル式高圧受電設備機器修繕工事
- (3) 修繕場所 高田小学校（大和高田市 大中東町 地内）他
- (4) 修繕期間 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- (5) 修繕内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 10,280,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 10,280,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 9,457,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和6年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年3月29日（金） ～ 令和6年4月19日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年3月29日（金） ～ 令和6年4月19日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年4月15日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和6年4月17日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年4月8日（月） ～ 令和6年4月18日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年4月19日（金） 午前9時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞

退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その

再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第20号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

1. 予防接種の種類

対象疾病 (A類疾病)	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症
----------------	---

対象疾病 (B類疾病)	インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症
----------------	---

2. 予防接種の対象者の範囲

予防接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に規定する対象者であるもの

3. 予防接種を行う期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 予防接種を行う場所

市長が予防接種を委託する医療機関

5. 予防接種の対象者から除かれる者

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条第1項本文、第2項及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条に規定する者

6. 予防接種を受けることが適当でない者

予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第6条に規定する者

7. 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
- (7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (8) ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

教育委員会

教育委員会規則第1号

大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月28日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則

大和高田市適応指導教室設置規則（令和2年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大和高田市教育支援ルーム設置規則

第1条中「大和高田市適応指導教室（以下「教室」という。）」を「大和高田市教育支援ルーム（以下「教育支援ルーム」という。）」に改める。

第2条の見出し及び同条の表以外の部分並びに第3条から第5条までの規定中「教室」を「教育支援ルーム」に改める。

第6条第1項中「適応指導教室入室申請書」を「教育支援ルーム入室申請書」に改め、同条第2項中「適応指導教室入室決定（取消）通知書」を「教育支援ルーム入室決定（取消）通知書」に改める。

第7条中「、教室」を「、教育支援ルーム」に、「適応指導教室退室届出書」を「教育支援ルーム退室届出書」に改める。

第8条第2項中「適応指導教室入室決定（取消）通知書」を「教育支援ルーム入室決定（取消）通知書」に改める。

第10条第1項及び第5項第1号中「教室」を「教育支援ルーム」に改める。

様式第1号中「大和高田市教育委員会 殿」を「大和高田市教育委員会 宛」に、「適応指導教室入室申請書」を「教育支援ルーム入室申請書」に改め、「印」を削り、「大和高田市適応指導教室設置規則」を「大和高田市教育支援ルーム設置規則」に改める。

様式第2号中「適応指導教室入室決定（取消）通知書」を「教育支援ルーム入室決定（取消）通知書」に、「、者の」を「教育支援ルームへの」に改める。

様式第3号中「大和高田市教育委員会 殿」を「大和高田市教育委員会 宛」に、「適応指導教室退室届出書」を「教育支援ルーム退室届出書」に改め、「印」を削り、「大和高田市適応指導教室設置規則」を「大和高田市教育支援ルーム設置規則」に、「、適応指導教室」を「、教育支援ルーム」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第2条 大和高田市教育委員会事務局組織規則（昭和33年教育委員会規則第7号）を次のように改める。

第5条第2号中「適応指導教室」を「教育支援ルーム」に改める。

教育委員会規則第2号

大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月28日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教委会計年度任用職員任用書」を「宣誓書」に、「教委会計年度任用職員任用通知書」を「教育委員会会計年度任用職員任用通知書」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

ふくむ せんせい
服務の宣誓

わたし しゅけん こくみん そん みと にほんこくけんぽう そんちょう ようご
私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護すること
を誓います。
わたし ちほうじ ちほんし たい こうむ みるしゅてき のうりつてき うんえい せきむ
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務
を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

氏 名

〈任用条件の確認〉

氏 名			
職種等			
勤務場所			
任期	年 月 日～ 年 月 日		
勤務時間等	任用形態： 勤務時間： 勤務日： 休憩時間： 時間外勤務： 特記事項：		
休日		休暇	
保険等	社会保険： 雇用保険： 災害補償制度：		
給与等	基本給 職給料表（ ） 級 号相当 額： 円 手当（手当に相当する報酬及び費用弁償を含む。） 地域手当： 時間外勤務手当： 通勤手当： 通勤方法 期末勤勉手当： 退職手当： その他の手当： 給与の締日： 給与の支給日： 支給方法：		

※ 詳細は教育委員会会計年度任用職員任用通知書に記載

様式第2号（第3条関係）

（表面）

教育委員会会計年度任用職員任用通知書

ふりがな			生年 月 日	年 月 日	通勤方法
氏 名					
現住所	〒 — 電話番号（ ）				
職種等			所属 部署		
勤務 場所	変更の範囲：		職務 内容	変更の範囲：	
任期	年 月 日～ 年 月 日 会計年度内の任期更新の可能性 ☐ 無 ☐ 有（更新上限は当該年度の末日まで）				
勤務 時間等	任用形態 ☐ フルタイム ☐ パートタイム 勤務時間 ① 1日 時間 分 時 分～ 時 分 ② 1日 時間 分 時 分～ 時 分 ③ 1日 時間 分 時 分～ 時 分 勤 務 日 休憩時間 分 時間外勤務の有無 ☐ 無 ☐ 有（頻度等： ） 特記すべき事項（変則勤務等）				
休日			休暇 ※1※2		
保険等	社会保険※3： ☐ 無 ☐ 有 雇用保険※4： ☐ 無 ☐ 有 災害補償制度：				
給与等 ※5※6	基本給 職給料表（ ） 級 号相当 ☐ 月額 ☐ 日額 ☐ 時間額 ☐ その他 円	手当（手当に相当する報酬及び費用弁償を含む。） 1 地域手当※7： 円 2 時間外勤務手当： 時間外勤務をした時間に応じた額を支給 3 通勤手当： ☐ 支給 ☐ 不支給 4 期末勤勉手当： ☐ 支給 ☐ 不支給 5 退職手当： ☐ 支給 ☐ 不支給 6 その他の手当（ ）			給与の締日 ☐ 月末 ☐ （ ） 給与の支給日※8 ☐ 当月21日 ☐ 翌月21日 ☐ （ ） 支給方法 ☐ 口座振込 ☐ （ ）
退職に 関する 事項	1 定年：なし 2 免職の事由：地方公務員法第28条第1項各号及び同法第29条第1項各号に掲げる事由 3 免職の手続：職員の分限に関する条例第2条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第3条の規定による手続				
再度の任 用に関す る事項	会計年度任用の職は、会計年度ごとに、職の必要性、予算及び職員の能力の実証の結果を考慮してその任用が見直されるものであり、一の任期の終了後、同じ者が再度任用されることを保証するものではない。				

（裏面）

【表面記載事項に係る注意事項】

- ※1 前年度から引き続かず新たに採用された場合は、採用の日から1月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した日の翌日に年次有給休暇を付与します。
- ※2 休暇の取得要件等は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定によります。
- ※3 健康保険は地方公務員共済制度、年金は厚生年金保険又は地方公務員共済制度の対象となります。
- ※4 退職手当の支給対象となった場合は、雇用保険の対象でなくなります。
- ※5 支給額及び支給要件は、一般職の職員の給与等に関する条例の規定によります。任用期間中に改正が生じた場合は、改正後の条例に準じます。
- ※6 退職手当は、週38時間45分以上勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った後に退職した場合に、大和高田市職員の退職手当に関する条例に基づき支給します。
- ※7 基本給に給料表の相当号級が記載されている場合であって、地域手当対象外の者は、一般職の職員の給与等に関する条例第4条の2第2項に規定する地域手当相当額をその者の基本給に含みます。
- ※8 給与が月額により定められている場合は当月払（一部の実績に基づく手当等は翌月払）、日額又は時間額により定められている場合は翌月払です。支給日が休日等である場合には、その直前の休日等以外の日に支給します。

【その他の注意事項】

- 1 会計年度任用職員は、地方公務員法に定める一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く。）等）が適用され、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
- 2 採用された日から1月（延長される場合があります。）が経過するまでは、条件付採用期間です。その期間を良好な成績で勤務することで、初めて正式採用となります。
- 3 一の任期の終了後、再度の任用により、引き続き新たな年度において任用された場合でも、その任用ごとに、条件付採用期間が設けられます。
- 4 会計年度任用職員としての任用は、その人について客観的な能力の実証を行った上で判断されます。また、再度の任用により、複数の年度において引き続き同じ人が任用される場合、その職については、3年度に1回以上の公募を行います。これらの能力の実証や公募の結果、他の人が任用される場合があります。

備 考

地方公務員法第22条の2及び大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、同条第1項に規定する会計年度任用の職に任用します。

年 月 日

大和高田市教育委員会 印

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会規程第1号

大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

大和高田市教育委員会事務専決規程（平成9年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「適応指導教室」を「教育支援ルーム」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会訓令第1号

令和6年度大和高田市部活動地域移行事業業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

令和6年度大和高田市部活動地域移行事業業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和6年度大和高田市部活動地域移行事業業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に係る意見の申出に当たって、選定案の作成をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和6年度大和高田市部活動地域移行事業業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
 - （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
 - （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し教育委員会が必要と認める事項
- （組織）

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 教育長
- （2） 中学校の学校長のうち教育長が指名する者
- （3） 教育委員会事務局教育部長

（４） 教育委員会事務局教育部学校教育課長

３ 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条 委員長は、教育長をもってこれに充てる。

２ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３ 副委員長は、教育委員会事務局教育部長をもってこれに充てる。

４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２ 会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ、開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４ 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

５ 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第６条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第７条 委員及び第５条第４項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

（委任）

第９条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

１ この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

２ この訓令は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

教育委員会訓令第２号

大和高田市教育環境あり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和６年３月２８日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育環境あり方検討委員会設置要綱

（設置）

第１条 大和高田市立幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」と総称する。）における将来的な幼児（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する幼児をいう。）及び児童生徒の人数の動向を

踏まえ、学校の諸課題について検討し、望ましい教育環境の整備に取り組むため、大和高田市教育環境あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、学校の適正な規模及び配置その他教育環境の整備に関し必要な事項について検討し、その結果を大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1） 教育長

（2） 学校の園長及び学校長のうち教育長が指名する者

（3） 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

（委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会告示第3号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和6年3月4日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和6年3月12日（火）午後3時30分

2 場所

市役所 2階 教育長室

3 議案

第1号 教職員人事について

第2号 その他

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和6年3月22日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和6年3月25日（月）午前11時30分

2 場所

市役所 2階 教育長室

3 議案

第1号 市職員人事について

第2号 職員の処分等について

第3号 その他

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年3月22日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和6年3月28日（木）午後2時30分

2 場所

市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 令和6年度大和高田市部活動地域移行事業業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（案）について（新規制定）

第2号 大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（案）について

第3号 大和高田市立学校水泳監視員派遣要綱の一部を改正する告示（案）について

第4号 大和高田市教育環境あり方検討委員会設置要綱（案）について（新規制定）

第5号 令和6年度大和高田スカウト運動育成協会感謝状授与について

第6号 大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則（案）について

第7号 大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程（案）について

第8号 大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（案）について

第9号 後援願いについて

第10号 その他

教育委員会告示第6号

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月28日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市就学援助費事務取扱要綱（平成14年教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

就学援助費受給申請書

申請者 (保護者)	住 所	〒 ー 大和高田市			生活保護受給状況						
	氏 名	連絡先			1 受給あり（※修学旅行費のみ支給） 2 受給なし						
振込指定 口座	金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 出張所			※ ゆうちょ銀行を希望の場合、通帳で 【3桁の支店名】と【7桁の口座番号】 を確認の上記入してください。						
	フリガナ	1 普通 2 当座 3 その他			口座番号						
	口座名義人										
対 象 児童生徒	就学校（学年・組）		氏 名		生 年 月 日						
	小 (年) 学校		(フリガナ)		年 月 日						
	中 (組)										
	小 (年) 学校		(フリガナ)		年 月 日						
	中 (組)										
	小 (年) 学校		(フリガナ)		年 月 日						
中 (組)											
年1月1日現在の住所			1 大和高田市 2 その他（市町村名： ）								
世帯状況 （上記児童生徒以外）	児童生徒から 見た続柄	氏 名	生年月日	職 業	マイナンバー（※ 上記「2 その他」 に該当する方のみ記入してください。）						
申請理由		☐ 収入が低い・失業等 ☐ ひとり親世帯 ☐ 離婚による世帯状況の変更 ☐ 保護者の疾病等 ☐ その他（ ）									

大和高田市教育委員会教育長 宛
就学援助費の給付を申請します。
年 月 日
申請者（保護者）氏名 _____

申請受付印

様式第2号（第5条関係）

就学援助費（新入学準備金）受給申請書										入学前	
申請者 （保護者）	住 所	〒 ー 大和高田市					生活保護受給状況				
	氏 名				連絡先	ー ー					
振込指定 口 座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協			本店 支店 出張所	※ ゆうちょ銀行を希望の場合、通帳で 【3桁の支店名】と【7桁の口座番号】 を確認の上記入してください。					
	フリガナ 口座名義人				1 普通 2 当座 3 その他	口座番号 					
対 象 児童生徒	就学校（学年・組）		氏 名			生 年 月 日					
	小 （ 年） 学 校		(フリガナ)			年 月 日					
	中 （ 組）										
	小 （ 年） 学 校		(フリガナ)			年 月 日					
	中 （ 組）										
	小 （ 年） 学 校		(フリガナ)			年 月 日					
中 （ 組）											
ー ー ー 年1月1日現在の住所			1 大和高田市 2 その他（市町村名： ）								
世帯状況 （上記児童生徒以外）	児童生徒から 見た続柄	氏 名	生年月日	職 業	マイナンバー（※ 上記「2 その他」 に該当する方のみ記入してください。）						
申請理由		☐ 収入が低い・失業等 ☐ ひとり親世帯 ☐ 離婚による世帯状況の変更 ☐ 保護者の疾病等 ☐ その他（ ）									
大和高田市教育委員会教育長 宛 就学援助費（新入学準備金）の給付を申請します。 年 月 日 申請者（保護者）氏名 ー ー ー										申請受付印	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会告示第7号

大和高田市立学校水泳監視員派遣要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月28日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立学校水泳監視員派遣要綱の一部を改正する告示

大和高田市立学校水泳監視員派遣要綱（平成16年教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条第1項中「様式第1号」を「水泳監視員報告（様式第1号）」に改め、同条第2項中「に掲げる事項のすべてに」を「の各号のいずれにも」に改める。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

学校長は、教育委員会に対し、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める限度において、学校への監視員の派遣を要請することができる。

第4条第1号中「とする。」を削り、同条第2号中「80時限以内とする。」を「60時限以内」に改め、同条第3号を削る。

第5条を次のように改める。

（業務内容）

第5条 監視員に対して委任がなされる業務の内容は、水泳指導における児童生徒の安全の確保のための監視であって、市長が定めるところによるものとする。

第6条の見出し中「及び謝礼の支払」を削る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（報酬）

第7条 監視員の報酬は、市長が定めるところによる。

様式第1号中「水泳監視員について（報告）」を「水泳監視員報告」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第4号**

令和6年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定

する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

3分の1の数 18,147 人

6分の1の数 9,074 人

50分の1の数 1,089 人

農業委員会

農業委員会告示第3号

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年3月26日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和6年4月9日（火曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室7

3 議案

第1号 農地法第5条の規定による申請について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他

公営企業

企業管理規程第1号

大和高田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業給水条例施行規程（昭和48年企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2号中「厚生労働大臣の指定する者」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者」に改める。

第28条の2第2項中「と子メーターの使用水量の総和の差が1立方メートルを超えたときは、子メーターの使用水量の総和を超えた水量（以下「差水量」という。）を「が子メーターの使用水量の総和より多い場合は、その差の水量（以下「差水量」という。）のうち、親メーターの使用水量の8パーセントを超える差水量」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の第28条の2第2項の規定は、令和6年6月に調定すべき料金から適用する。

上下水道事業告示第3号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和6年3月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
デヤマ設備	出山良一	奈良県御所市大字本馬
		155番地の24 1-1号
株式会社 中森設備	代表取締役 中森卓也	奈良県奈良市杏町119番地

上下水道事業告示第4号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和6年3月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
株式会社 尾崎建設	代表取締役 尾崎 充隆	奈良県奈良市古市町1376-1

上下水道事業告示第5号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和6年3月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
株式会社 ベストライフ	代表取締役 吉村茂	大阪府大東市野崎四丁目

7番14号

上下水道事業告示第6号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、令和6年3月15日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月15日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 1 供用及び処理を開始する年月日
令和6年3月29日
- 2 供用及び処理を開始する区域

高田川第3処理分区	野口
高田川第4処理分区	有井、市場
高田川第5処理分区	東中1丁目、東中2丁目、曾大根、春日町2丁目、 本郷町、片塩町
高田川第6処理分区	旭北町、南陽町、曙町、曾大根2丁目
高田川第7処理分区	大谷、築山
葛下川第3処理分区	大谷
- 3 供用を開始する排水施設の区域
大和高田市全図参照（1：10，000）上下水道部下水道課にて縦覧
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター